

平成27年度決算審査特別委員会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 9 月 1 3 日（火）
招 集 の 場 所	海田町役場大会議室
開会（開 議）	9 月 1 4 日（水）9 時 0 0 分宣告（第 2 日）

出席委員（12名）

1番	富	永	やよい	2番	大高下	光	信
3番	大	江	康 子	4番	兼	山	益 大
5番	下	岡	憲 国	6番	住	吉	秀 公
7番	宗	像	啓 之	8番	桑	原	公 治
9番	岡	田	良 訓	12番	西	山	勝 子
14番	前	田	勝 男	15番	佐	中	十九昭
議長	久留島	元	生				

欠 席 委 員 (2 名)

11番 宮坂二郎 13番 崎本広美

~~~~~○~~~~~

付託案件

認定第1号 平成27年度決算の認定について

認定第2号 平成27年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

~~~~~○~~~~~

説明のため委員会に出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | | 長 | 西 | 田 | 祐 | 三 |
| 副 | | 町 | 長 | 胡 | 家 | 亮 | 一 |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 鶴 | 岡 | 靖 | 三 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 丹 | 羽 | | 勤 |
| 福 | 祉 | 保 | 健 | 湯 | 木 | 淳 | 子 |

| | |
|-------------|---------|
| 建設部長 | 久保田 誠 司 |
| 会計管理者 | 門 前 誠 司 |
| 企画課長 | 森 原 宏 生 |
| 財政課長 | 吉 本 真 人 |
| 税務課長 | 近 森 茂 |
| 住民課長 | 水 川 綾 子 |
| 長寿保険課長 | 伊 藤 仁 士 |
| 都市整備課長 | 龍 岩 広 幸 |
| 建設課長 | 木 村 生 栄 |
| 上下水道課長 | 早稲田 誠 |
| 教 育 長 | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次 長 | 石 川 直 之 |
| 学校教育課長 | 中 川 修 治 |
| 生涯学習課長 | 宮 垣 将 司 |
| 学校教育課教育指導監 | 小 林 伸 二 |
| 収 税 対 策 室 長 | 谷 川 雅 彦 |
| 上下水道課主幹 | 松 浦 邦 彦 |
| 上下水道課主幹 | 日 高 博 之 |
| 学校教育課主幹 | 松 尾 真 理 |
| 学校教育課主幹 | 森 山 真 文 |
| 生涯学習課主幹 | 倉 本 勇 登 |
| 海田公民館長 | 辻 千奈美 |
| 海田東公民館長 | 大 濱 吉 邦 |
| 図 書 館 長 | 岩 本 宏 美 |

~~~~~○~~~~~

職務のため委員会に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 任         | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○委員長（佐中）昨日に続き委員会を再開をいたします。ただいまの出席数は、12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。昨日の答弁漏れがございしますが、国保関係は、別に議題といたします。昨日の答弁漏れ、マイナンバーについて、これの発言を許します。はい。福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）昨日、大変申し訳ございませんでした。マイナンバーの交付状況につきまして、県に確認いたしましたら、県としては、3月末は出していないということでした。それにつきまして、今、担当課の方で各市町に数値を挙げてもらうように依頼しているところです。参考意見としかありませんが、でき次第、また改めてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐中）はい。これに対する質疑があれば発言を許します。前田委員。

○委員（前田）昨日も、ちょっと言うたんじゃがね、今も、そうじゃが、とにかく手持ち資料がありませんのでね、後刻とか後日とかね、今もよそのデータは出ておらんいうのはしょうがないが、そういう資料の持ち合わせがないんなら、今のうちに資料を揃えてもろうて、ね、答弁できません、こんなことのないように、委員長からもお願いしてね、やっぱり、即刻答弁してくれんと。質疑に対してね、どこらの歌の文句じゃないが、3日遅れで、そんなものやっとなるようなことじゃあの、審議にならないよ。それかあっさり、答弁できるんなら、3日間休むんなら休んでの、そうせにゃあ、次のページ行きます、はい、答弁後回し、はい、次のページ行きます、答弁後回し、何の審議しとるんか、いうことになる。委員長にも厳しく言うけども、しっかり執行部にその件お願いをして、資料の持ち合わせがない言うんなら、今のうちに持って来て、ね、答弁できるようにやってもらえりゃあと思うが、どうですか。

○委員長（佐中）はい、ご叱責ありがとうございます。努力をいたします。昨日午後からです、そういうことも、改善をするということから、書類の、ここに持参してないものについては、いろいろ調整をしながら、即対応するように手配はしております。なるべく止まらないようにね、会議が、ということで鋭意努力しておりますので、御承知おきください。それでは、続いて、もう一つあるそうです。財政課の積み残しで、はい、財政課長。

○財政課長（吉本）昨日は答弁漏れがありまして、大変申し訳ございませんでした。地籍調査事業により確定した面積を、決算書に反映させているかのご質問でございましたが、委員ご指摘のとおり、地籍調査事業により、町道に囲まれた町有地の実測面積が出てる分もございましたので、それらについては今後、適正に反映して参ります。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（佐中）これに対する質疑があれば発言を許します。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、質疑を終わります。それでは、続いて、福祉保健部関係の国民健康保険特別会計に入ります。昨日いろいろ審査をいたしましたけれども、答弁不能ということがありますので、改めて最初から議題といたします。審議の方、十分お願いをいたします。ページ数は、133 ページから 142 ページです。これを議題といたします。質疑あれば発言を許します。はい、下岡委員。

○委員（下岡）134 ページ、上段から三つですね、備考のところに、収入済額には過誤納金還付未済額 2 万 3,000 円だとか、その下は 2,500 円だとか、1,067 円とかあるんですけども、これはこういった内容の過誤納金の還付なのか、お尋ねします。

○委員長（佐中）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）過誤納金につきましては、年度末の死亡等によるものでございます。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）よく分からない。年度末ということは、27 年度末に本人が亡くなったということです。ということは、27 年度末が、納めるか納めないかの判断月日だというふうに受け取れますけれども。

○委員長（佐中）はい、収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）すいません、払い過ぎによって、死亡によって払い過ぎになったものでございます。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）死亡によって、払い過ぎになった、だから、いつの時点かということで、今、年度末という説明がありましたけれど、年度末というと、27 年度の決算ですから、28 年 3 月 31 日が年度末に当たる訳ですけども、その時点で亡くなった人に対しては、還付されると、こういうことです。ということはですね、27 年度、去年の 27 年の

4月1日から28年3月までに亡くなった人がいた場合には、還付されるというふうな説明に聞こえますけれども、それで間違いはないんです。

○委員長（佐中）はい、収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）すみません、亡くなった次からですので、これ、国の年金特別徴収に当たりまして、日本年金機構からの通知により還付先が確定し、この後、歳出還付済みになっております。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）ちょっとね、よく分からないんですけども、国保を納めてる人というのは、たくさんいらっしゃる訳ですよ。それで、27年度中に亡くなる方というのは、たくさんいらっしゃる。その方に対してですね、過誤納金するののかと、返金するののかということになるんですけども、ある特定の条件のもとでですね、これだけのわずかな金額ですから、何かの特殊な状況においてですね、過誤納金があったから返金したということではないんです。今の説明だとですね、非常に対象の方がですね、多くいらっしゃるということになるんですけども、ちょっと、過誤納金の、実際にどういうケースで還付されたのか、ケースを把握してないんです、この過誤納金のケース。これ実際に、いいですか、実際に還付されてる訳だから、ね、そのケースを調べれば分かる話でしょ。そのケースを把握してないのかということをお願いしてるんですよ。

○委員長（佐中）住民課長。

○住民課長（水川）はい、収納済額の過誤納金の還付未済なんですけれども、既に保険税を納めている方で、亡くなられた場合に、亡くなられた月から月割で精算をしまして、その部分をお返しするようになります。お支払いなってる部分をお返しするようになるんですけども、多分この方については、出納閉鎖までに還付の処理が終わらなかったということだと思います。そして、それで、還付未済ですので、実際は還付として挙がっているんですけども、還付には至らなかったとして、先ほど収税対策室長が言いましたように、28年度で、もう既に還付済となっているということです。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）決算をやってる訳ですから、ね、27年度で、まだ未済じゃから、27年度で払ってないから28年返すということだと思うんですけども、具体的にですね、どういふことであつたのか、意味がよく分からないんですよ。これ、今、国保税だから、8期に分けて、普通は納付されるか何かだと思うんですけども、3月に亡くなってですね、

どの月の分が、どういうふうに誤って徴収してたからですね、返金したのか、具体的に  
もっとですね、と思われませんか、具体的事実をですね、説明してください。

○委員長（佐中）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）申し訳ございません、介護保険の方にも、同様に保険料に還付未  
済額というのが出ておりますので、介護保険の例でちょっとご説明をいたします。今ち  
ょっと例にも出ておりましたが、いわゆる 27 年度分の賦課をして、収入をいたしてお  
ります。そのうち、死亡とか、転出をされた方については、そこで被保険者としての資  
格がなくなります。それ以降の保険料については、いただいはいけないものをいただ  
いておる訳ですから、精算をして、そこでお返しをします。ただし、この 27 年度末ま  
でにお返しできていない部分が、ここに、還付未済額として挙がっておるというもので  
ございまして、それは、先ほど対策室長の方からもありましたが、翌年度に還付を終了  
しております。特別徴収のものについては、種類がございまして、先ほどの例は、転出、  
死亡の理由で考えていただきまして、特別徴収は、ご本人、ご家族にお返しするか、社  
会保険庁にお返しするという 2 種類がございます。そういうものは、年度末近くなると、  
いわゆる社会保険庁の方から連絡が来るのと、決算期のが間に合わず、還付ができてい  
ないものが、ここに挙がっておるものです。いずれにしても、資格がなくなってお返し  
しなければならないものなんですが、ここに、その時点で、お返しできておりませんの  
で、未済として挙がっておるというものでございます。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）一般的な答弁というのは、理屈は分かるんですけども、このケースはで  
すね、例えば今の普通徴収だと、8 期に分けてですね、払う訳ですよ。銀行振込にす  
るか、何か個別に払うか。特別徴収だと、給与じゃないか、何かの給与もある、私ら給  
与で払ったりしてるケースもあるし、年金で払ったりしてるケースもあるんかもしれな  
いけども、特別徴収。このケースでは、具体的にどういうふうな形のものであったのか  
ですね、普通徴収であつたら普通徴収でですね、8 期分の最後の 3 月分か、ね、払わに  
ゃいけんかったけど、その分が間に合わなかったのか、特別徴収だったら何かの、今の  
給与か何かで精算するべきであつたのが間に合わなくて、4 月にずれ込んだとか、そう  
いう具体的にですね、ちょっと説明していただけます。この事例について。

○委員長（佐中）はい。収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）還付の支払いが発生したのが、3 月の、28 年 3 月 10 日になって

おります。それから還付先を確定させるのに時間が掛かって、還付未済額になったものでございます。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）亡くなった場合ですね、資格として、下期分と、あと 20 日分としてですね、お返しするという義務があるというふうに、今の説明では受け取れるんですけども、そうなんです。3 月 10 日に亡くなった場合には、20 日分を返す義務があるということです。

○委員長（佐中）はい、税務課長。

○税務課長（近森）これは月割ということになりますので、例えば 1 年間で払われた方につきましては、月で、死亡された日を基準にして、割ってお返しすることになります。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）月割、あなた方はね、3 月に加入してたものとして、還付の必要はないんじゃないです。今の説明、ちょっとおかしい説明になってくるんじゃないです。2 月に亡くなった方なら分かりますよ、3 月分、一月分をですね、返さなきゃいけないということがあるということ。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）国民健康保険税が賦課されますのは、月末時点で資格がある方になりますので、3 月 10 日に亡くなられたということであれば、2 月までは賦課されまして、3 月分についてはお返しすることになります。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）ということはですね、3 月にお亡くなりになる方というのは、たくさんいらっしゃる訳ですよ。そうした方はですね、全部この還付の対象になると言う訳ですよ。ということになる訳ですけども、これ間違いないですよ。資格、ごめんなさい資格を喪失、町外へ出るか。資格喪失される方、3 月にですね、何でもか言うたら、3 月に転居の時期ですから、たくさん町外へ出る人いらっしゃる訳ですよ、ね。そうした人たくさんいるのにですね、こんな金額で収まるんです。皆、3 月に転居だとか死亡だとかした人にはですね、お返しする。それが全部、本来過誤納金未済額に計上されるということになるんですけども、間違いないです、今の説明は。こんな金額で収まらんでしょ。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）3 月中に、例えば資格を喪失されまして、その時点で、保険税が全部

納められていれば、3月分は還付の対象になります。そして、この還付の処理が出納閉鎖期間である5月末までに済んでいれば、ここに還付未済としては挙がることはありませんので、たまたま、ちょっと、今回その処理が間に合わなかった方がいらっしやったので、こちらに載っていますが、ほかの方については、還付が完了しているということです。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）分かりましたけどもですね、5月末まで掛かってですね、決済できない、返せないという、何か特殊な事情があったと思うんですけども、それはどういった事情があつてですね、5月までに還付できなかったのかお尋ねします。

○委員長（佐中）はい、収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）年金特徴の場合は、日本年金機構からの通知により還付先、額が確定するもので、それが5月末に間に合わなかったものです。

○委員長（佐中）ほかに。はい、宗像委員。

○委員（宗像）説明聞きよってよう分からんので再度質問さしてもらうけど、事例で直接聞かしてもらいます。一番上に書かれている収入未済額には、過誤の納付金2万3,258円と書いてあります。2万3,258円は、どこで賦課されたもんですか、どこで徴収したもんなん。そういう説明をきちんとしてないから分からないんだと思うんですよ。これ、普通徴収なんか特徴なんか。特徴なら、どこの部分であつて、その特徴から取れました、取れませんでしたという通知が、いつ来たのか。それによって5月までに間に合いませんだっていう説明なら理解できるんですが、ただ、どうのこうのいう説明じゃ、よう理解できないんで、事例でちゃんと、この2万3,000円は、普徴なんか、特徴なんか、特徴はどこで特徴したのか、その特徴の通知がいつ来たのか、だから5月までに間に合いませんできたという説明を、ちょっとお願いできますか。

○委員長（佐中）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）この件については、死亡で年金特徴で返せなかったのが2,800円、転出で返せなかったのが3件で1万9,100円、過誤納で5,000円であります。合計で2万6,900円ありますが、それぞれを医療給付と後期高齢、介護納付金に振り分けております。

○委員長（佐中）ほかにございせんか。はい、前田委員。

○委員（前田）答弁に、そういうことなんだが、例えばさっきのね、保険が月割という、



こういう説明なんよの。収税室長が言うのには、3月10日に亡くなった人だと、こういう説明、千五十何ぼかな、千円ほどのね、どうも、その辺の意味が分からない。3月10日に亡くなるとすれば、これ、想像でしか言えんのやけども、3月の3日とか4日に診察、亡くなる前だけえ、医者1回位ぐらいは往診があるんじゃないかというような気もするんよの。それを、2月で保険が打ち切るという、住民課長の説明に聞こえるんよの。そうすると、3月には保険の受給資格がないはずなんよ。ところが、3月の10日に死んで、3月5日に診察、往診を受けた。どうなるんや、これ。保険の資格がないはずなんよの。8期に分けたら12分の8で、負担で、それだけ12分の8で負担しておく訳だが、それをどういうん、8期で納めたものを12か月で割ったのが、月の負担分で、それが1,000円なのかも分からんが、今の説明だと理解できない、の。3月10日に亡くなって、3月5日に往診を受けとるかも分からん、あるいは病院によって診察を受けとるかも分からん。亡くなる1週間、10日間は。おそらく想像でだけどもしか言われんが、ところが今の説明は月割だって言う、ね、2月で保険のあれは締めるけえ、1か月分が還付する分だと、こういうふうな説明に聞こえたんじゃが、わしの解釈が間違うとるのか。そこと今言うた二つ。わしの解釈が間違うとるかというのと、そういうふうな月割して3月10日に死んだときに、保険の受給資格がなくなるんじゃが、その辺はどうなるのかちゅう、この二つ。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）健康保険の制度といたしまして、資格については、その加入日、喪失日で切りますので、加入期間については、保険証を使って医療機関で医療を受けることができます。ただし、保険料、保険税の計算につきましては、月割、月末時点で資格があるところで納付するということになっておりますので、ちょっと保険給付と、ずれが確かに生じるのですけれども、保険税の負担といたしましては、3月中に亡くなられた方については、2月までの負担ですけれども、亡くなられた3月10日までは保険の給付を受ける権利はあるということになります。

○委員長（佐中）いいですか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）さっきからの説明で、過誤納付還付金となっておりますが、法律用語は過誤納付還付金だとは思いますが、これは、分かるような説明として、要は精算に伴う、要は過誤じゃないですよ。本来もう賦課しとる訳ですから。賦課してそれを取ると。ただ、それが精算、要するに資格がなくなって精算に伴う還付金ですよ、中身は。だか

らその辺を、過誤納付という言葉を使わずに、そういうものでは、明確にそういう言葉に変えることはできないんですか。併せて言うと、これ、あくまで説明ですよ。法的に根拠を持たないけん書類だったら、もう仕方がないにしろ、法的に根拠を持たない書類であるのであれば、そういう言葉として、分かりやすい言葉を使うべきじゃないかと思うんですが、その辺どうなんですか。

○委員長（佐中）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）決算書への記載の方法でございますけれども、過誤納付金というのは、あくまでもたくさん払われた過納付金と、誤って納められた誤納付金を、まとめて過誤納付金という表現を使っているものでございます。本来であれば、もう少し丁寧に分かりやすく、職員が説明できればですね、そういった決算書の表示を改めよとかいうような意見はないんだろうと思うんですけれども、過誤納付金につきましては、全国的に使われている表現でございますので、引き続きこの表現の方を使わせていただきたいと思いますと考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、前田委員。

○委員（前田）繰り返しになるんじゃないけどもね、保険は月割じゃと言うが、それは分からんでもないが、説明をするんだから、そうなんだろうけども、今3月10日にこだわるんじゃないが、3月20日であったと、3月29日だったと、それでも、保険は2月までの受給資格で月割計算するんか、1日2日かしか残っとらんのに。その辺の説明を、理解できんのよ。保険は、2月28日か29日か知らんけども、切りますよ。本人が亡くなったのが3月の29日だよ、3月30日だよ。保険、だから、3月は数えませんよ。でも、保険の給付は、そこの医療費というのは3月分は払いますよ。でも保険料は2月までしか取りませんよ。どうも、この辺が理解できんのよ、ちょっとそこ、分かりやすく説明してほしい。わしの言うとの意味分かるか。

○委員長（佐中）うん、分かるよ、分かるけど。はい、住民課長。

○住民課長（水川）繰り返しになりますけど、日本の健康保険の制度といたしまして、月末時点に加入している保険の保険料を負担するということになっております。確かに、29日に資格を喪失されて、例えば、その方は社会保険に加入されたとします。30日、1日しか社会保険には入っていないんですけれども、その月は社会保険の保険料を負担するということになります。日数の関係で言えば、ちょっと矛盾を感じられると思いますけれども、制度としてこのようになっておりますので、ご了承いただければと思います。

す。

○委員長（佐中）はい、ほかに。おかしければ再質問してください。前田委員。

○委員（前田）短く言いますよ。資格は2月で切ったって言うんだよ、ね。2月で亡くな  
った言うて、わしの解釈が違ふとるんなら、そこを言うてくれいうて言うとるんよ、の。  
本人が亡くなったのは3月の29日、例えば、ね。2月の28日、27日に亡くなって、2  
月まで保険を切って3月分まで徴収しとったから、3月返します言うんならいいとも簡単  
に理解ができる。今のさっきの説明、わしの解釈が違ふとるか分からんけえ、そこしっ  
かり説明してくれと言う。3月10日に亡くなった。保険の資格は2月で切れますよ。  
3月分余計に、12か月、8期に割って徴収しとるから3月分の1か月はお返します。ど  
うも、このように聞こえとるんよ。の、課長の説明が。それがどうなんか、もうちょっ  
と分かりやすう、わしみたいなアホでも分かるような説明をしてくれと、こういうて言  
うとる。分かるか、そこ。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）分かりにくい説明で申し訳ございませんでした。資格自体は亡くなら  
れる日まで付いております。ですので、医療給付を受ける権利はあります。ただし、保  
険料、保険税の計算については、月末時点の加入されている保険の方に納付するという  
ことになっております。

○委員長（佐中）ほかに。いいです、こっちの方、先に。はい、西山委員。いい、ほいじ  
ゃ、下岡委員。

○委員（下岡）今、課長の方から説明があったのはですね、誰も聞いてないけども、社会  
保険料、サラリーマンが払う健康保険料はですね、サラリーマンについては、月末だと。  
亡くなった月の月末だと、ね。3月29日に亡くなった場合、社会保険料は3月分は徴  
収すると。だけど、この国保税については、2月末で払う必要なくなるんだと。そうい  
ったことについて、疑問もあるということ、今、課長は言ったと思うんです。誰も聞  
いてないけども、そういう意味のことを今説明されたんです。もう1回、どういう意味  
で言われたんです。29日、3月29日という事例で説明された内容というのは。2月29  
日、社会保険料という表現されるから、サラリーマンの保険料と、こっちは解釈する訳  
です。ちょっと正確に説明していただけます、今の3月29日の事例。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）例えばなんですけれども、3月29日に会社に就職されて、社会保険に

加入されたとしますと、それまで 28 日までは国保の保険証が使えます。そして 29 日からは、社会保険の保険証を使って医療の給付、負担ができるんですけど、保険料につきましては、3 月末時点に加入している社会保険の方で、保険料が発生します。

○委員長（佐中）ほかに。はい、西山委員。

○委員（西山）国民健康保険税でございますが、当初予算額と調定額、収入済額で収入未済額の件です。説明書の 426 ページ、427 ページに、今回、被保険者数が減少したことによって、収入済額が少なくなっているということなんです。179 名被保険者が少なくなっていると思いますが、ただ、この数値を見てますと、収入未済額の占める割合が結構高いんですけども、これは、どのように努力された結果、これだけの収入未済額が発生しているのでしょうか。

○委員長（佐中）総務部長。

○総務部長（丹羽）国保税の収入未済、徴収努力についてでございますが、海田町といたしましても、夜間徴収でありますとか、コールセンターの設置、そういったことで、徴収努力をいたしております。ただ、中々収納率の方が上がらない現状にはございますが、今後ともですね、町といたしましても、税の公平性という観点からですね、徴収の努力は、これからも続けて参りたいと考えております。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）それで、今、夜間徴収とかいろいろ努力をされた結果、これだけ、まだ収入未済額が残っているってということですけども、個人、個人においては、分納で納めていただくような制度があるとお聞きしてますけど、その対象はどのくらいの方が相談に来られて、分納で国保税を支払われているのでしょうか。

○委員長（佐中）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）はい、今現在、約 60 名の方が分納中でございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）それもっと、個人個人の収入に、今も国保税高くなっておりますから、もっともっと、一人ひとりに目を向けられて、分納でも払っていただくような政策展開は、今後どのように行われますでしょうか。

○委員長（佐中）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）今後とも、特に国保税の場合は、短期証の交付時に分納の誓約を取るよう努めて参りたいと思います。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次に進みます。135、136、このページを議題といたします。発言があれば、質疑があれば発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。続いて、137、138、このページを議題といたします。質疑があれば発言を許します。はい、西山委員。

○委員（西山）前期高齢者交付金でございますが、430 ページ、前期高齢者交付金が、今回 20 パーセント減額になってる訳ですけども、その原因といたしまして、概算交付額の減と、前々年度精算額が差し引かれたことによるものとございますが、この前々年度の精算額は、毎年発生するものなんでしょうか。それとも今年度、何か理由があって、精算の費用が掛かってきたんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）この前期高齢者交付金につきましては、毎年、概算で今年度分の概算交付額が、すいません、ちょっと待ってください、当年度分は概算交付額が交付されます。そして、一緒に前々年度、2年前の概算交付額に対する精算分が毎回差し引かれるか、若しくは2年前の概算交付額が医療費の実績よりも少なかった場合は、多く出されて支払われることになります。

○委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なしと認めます。続いて、139、140 ページですが、下段の1項、延滞金加算金及び過料除くでございます。上下2行目ぐらいのところにありますので、そうか。失礼します、提案をし直します。全部のページです。139、140 ページ、全部が対象になります。これを議題といたします。はい。質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）一般会計繰入金でございますが、1億2,500万円。昨日も、どっかで言いましたが、本来、町長が議員のとき言いよったように、特別会計である以上、本来、財布が別のはずですよ。一般会計から補填するというのは、本来あり得ん話なんです。そういった面におきましては、海田町の国保財政、健全とは言えない状況じゃないかと思うんです。毎年毎年、一般会計から繰り入れる、何年か前は2月か3月に補正組んで、

数億円の一般会計からの繰り入れもやっていますし、そういった部分で、健全性という意味で問題があるように思いますが、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（佐中） 住民課長。

○住民課長（水川） この一般会計からの繰入金でございますが、法律で、一般会計から繰り入れるべきものと、そうでないものとがあります。そして、この一番上の保険基盤安定繰入金 1 億 2,152 万 4,510 円につきましては、法定で繰り入れることになっているものでございます。これにつきましては、国と県も、それぞれ負担することになっておりますので、一般会計の方に歳入として挙がっております。その次の出産育児諸費繰入金、財政安定化支援事業繰入金、これにつきましても、法定で繰り入れることが決まっているものでございます。一番下の一般会計繰入金のうち、ここはちょっと、法定で事務費の繰入金というのが決まっておるんですけれども、それ以外に、赤字補填分として繰り入れたものと、福祉医療波及分として繰り入れたものにつきましては、これは法定外の繰り入れとなっております。それで、法定外の繰り入れ分につきましては、国保の財政の町の見解ということでございますけれども、今回、この赤字繰り入れが発生しました理由といたしましては、被保険者の減少及び非正規雇用や年金生活者などの低所得者が被保険者の多くを占めることによって、国民健康保険税額が減少しています。加えて、各保険者からの交付金の減少による歳入減と、被保険者の高齢化及び医療の高度化により、保険給付費が増加したことなどの構造的な問題により、収支不足が発生しまして赤字補填が必要になりました。

○委員長（佐中） はい、住吉委員。

○委員（住吉） 大変詳しい説明でございまして、繰り入れの制度よく分かりましたが、じゃあ聞きましょう。4 節の一般会計繰入金、1 億 2,563 万 6,000 円、このうち基準外はいくらでしょう。

○委員長（佐中） はい、住民課長。

○住民課長（水川） 赤字補填につきましては 8,340 万円でございます。

○委員長（佐中） はい、住吉委員。

○委員（住吉） 以前に比べて、随分と改善されてきたと判断してよろしいでしょうか。

○委員長（佐中） はい、住民課長。

○住民課長（水川） 赤字補填につきましては、26 年度、25 年度は発生してなかったんですけれども、27 年度について発生したものでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）その発生した原因について、先ほど課長が、非正規雇用が増えたどうのこうのいう説明しておりましたが、今後も、これは改善されとるところか、逆に悪化する可能性も十分にあるということでしょうか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）その可能性はあると考えております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）説明がおかしいのと違いますか。本来なら、これ、町長、副町長が答弁する案件じゃないんですか。これは、何年か前に山岡町長のときに、税金を上げないと。だから、一般会計から負担しますよって、それを、議会の了承を得て、こういうふうに繰り入れするようにしたんじゃないんですか。これ、政策問題でしょう。担当者レベルの話じゃないじゃないですか。これ、僕の言ってる話が間違ってますかね、どうなんですか。

○委員長（佐中）企画部長。

○企画部長（鶴岡）国保会計の赤字補填の繰り入れでございますけれども、今、宗像委員、ご指摘のとおり経緯で、これまで、一般会計の方で赤字補填をしてきたものでございます。住吉委員からも、この赤字補填について、どのように考えるかというようなご指摘もございましたけれども、全国的に国保財政のあり方については、課題になっているものと考えております。そういったこともあって、今、国保の広域化というような問題も、全国的に取り組まれているようなものというふうに考えておりますけれども、こうした中で、赤字額を、全て加入者の方に賦課をして、税を上げるというのは、少し現実的ではないと。一般会計で負担すべきというふうな判断の上で、このような施策をしているものでございます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）だから、じゃあ、今後ね、当時、我々も納得したのは、国保会計の税率を上げない。その代わり、上げずに、負担を一般会計で負担するという話をきちんとされて、我々も予算を了解したはずです。これに対して、今後のことも含めて、こういう政策的な答弁なんで、部長とか課長がするのではなくて、本来であれば、町長、副町長が、こういうことでやらせていただいております、だから今後も、どうするんかという問題についても、今後もその方向でいきたいと思います、というのは、きちんとした格好で、政策

答弁でしょう。なぜ、管理職じゃない、町長、副町長じゃない、政策答弁以外の、政策を判断するんじゃない人間がこういう答弁をするんですか。

○委員長（佐中）はい、副町長。

○副町長（胡家）まず今、担当者の方からですね、まず、国保財政、平成 27 年度の決算について、どうしてこういう赤字が発生してるかというような内容をご説明をさせていただきました。大きく言いますと、構造的に赤字になっている部分と、それから、過年度の精算で支出が発生して、収入が減ったといったような部分と、だから、その突発的というか、臨時的な部分と、二つの、今回、要素があって、こういった赤字繰り入れということが発生しているというふうに思っております。今後でございますけれども、ご案内のとおりでございますが、全国的に平成 30 年度ですね、国民健康保険制度、都道府県単位の一元化ということが控えております。この中でですね、保険税等の設定についても、どんなふうにしていくかといったようなことが、今後、議論が進んでいくということでございますので、まず、今の海田町の国保会計のですね、財政構造問題、どういふところにあるのかと言ったようなことと、それから全国的な、そういった一元化の動き、それらを含めて、今後のあり方というものを検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）だから、結果的に赤字になった理由は、税率を上げてないからでしょう。本来だったら赤字になった場合は、税率を掛けて調整すべきところですよ。それが答弁ですよ。ですが、それを一般会計から繰り入れることによって税率を上げない方針だった。その方針の問題ですよ。まず、答弁が、まず違ってる。確かに赤字になって医療費が挙がったり、いろんな面で赤字になったのは事実。ただし、それを決めたのは、あなた方だけじゃなくて、我々も納得しとる訳ですから、それをきちんと分かるように、まず説明することと、それに対して、この赤字財政を、どうするかという問題については、別問題なってくると思うんですけどもね。今後、じゃあ、はっきり言って、税率を上げる、連合会になるまで上げる方向でいかれるんですか、それとも上げずに、このまま一般会計から財源を突っ込む予定なんですか。

○委員長（佐中）はい、副町長。

○副町長（胡家）まずご指摘いただきました、前提の説明が不十分だということについては、申し訳なく思ってます。それで、今後どうするのかということでございますけれども、



これについては先ほど申しあげましたような様々な要素がありますから、そういったものもよく精査してですね、検討、今後検討していくというふうに考えております。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）ということは、前町長が皆さんに、我々も約束しました言うて一般会計から入れて、連合会方式になるまで、できるだけ税率を上げないという方針を変える可能性が出てくるということですね。

○委員長（佐中）副町長。

○副町長（胡家）都道府県単位の一元化というのは、海田町だけで全てを決められる訳でございませんで、全国的な動きとか、あるいは県としてのですね、広島県内の制度設計が、どういうふうになるかといったようなことを踏まえて、検討していく必要がありますので、それは今後検討をさせていただきたいということでございます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）私が聞いたのは、一元化されるまでの間、前の町長は、できる限り税金を上げん方向で、一般財源から補填する方向でいきたいという答弁を、我々に説明をされてますが、その方向性を変える可能性があるってことですね。

○委員長（佐中）はい、副町長。

○副町長（胡家）繰り返しのご答弁になりますけれども、構造的な問題等を精査しながら検討して参りたいというふうに思っております。

○委員長（佐中）ほかに。はい、岡田委員。

○委員（岡田）この問題はですね、赤字になったから上げるとかね、医療の問題ですからね、今でも高くて払えないという方が、で、滞納されとるという方、最後には払われるんでしょうけど、滞納されとる方が全国的にも、海田も同じような比率で2割ぐらいずっと、毎年毎年、その全国しとるというような状況の中で、もしこれを、例えば繰入れをやめたということになったら、当然上がってくんでしょうけど、そうなったら、払えない方がますますおられると、そういうことになったら、病院にも行けないということになって、そうなったら、最後は、そういうふうな格好になる、実際に海田町でも、そういうふうな事例はぽつぽつとある、去年もあった訳なんですよ。だから、やっぱり広域になったら、じゃ、保険料上がらんのかという、今より海田町の場合、上がらんのかというふうな確約も全然ない訳なんですよ。むしろ今度は、一般会計から繰り入れるようなこともできなくなるような可能性は、もうずっと高い訳ですから、やはり、こ

の今のままで、それは一般会計から、そりゃ繰り入れると、そういうふうな方針を、ずっと貫いていくというふうなね、やっぱり町長のそれこそ、判断、政策、先ほど宗像委員が言われましたけど、政策判断なんですよね。だから町長に今からも、ずっとこのまま、保険料が高くなったら大変だから、やっぱり、暮らしを守る、命を守る、その分野ですからね、この国保は。だから、やっぱりそういうふうな決意いうか、そういうふうなものを述べてほしいんです。だから、やはり担当部長とか課長とか副町長じゃなくて、やっぱり町長のそういうふうな方針いうんか、決意いうんか、そういうふうなものは、私達も聞きたい訳なんですよね。ただ、担当の副町長とか、部長が答えるんじゃないくて、こういうふうな問題というのは、町民の暮らし、生命と健康を守る問題ですからね、これは。やっぱり町としての責任者としての、責務があると思うんですけど、その辺のところを聞かしてもらいたいんですけどね。

○委員長（佐中）簡潔に質疑をお願いします。答弁。はい。町長。

○町長（西田）先ほどから出ておりますが、基本的には、赤字が発生していると。その対応を、今後検討していかないといけないという問題点がございます、課題があります。その課題に対してですね、いろんな要素があります。先ほども申し上げましたように、副町長が申し上げましたように、30年度において、これは実際になるかどうか分かりませんが、においてですね、県に一元化されるというような方向も、具体的に出てきております。それが現実には結ばれれば、逆に、総合目標にターゲットにはなるかと思いますが、そのターゲットを定めて、逆にそれがずれ込んでしまうと、一般会計に対して非常に負担が掛かってきます。そういった意味も含めながら、現時点で概算要求もまだ出てきておりません。29年度においてはですね、各課からですね。そういったものを含めながら、やはり町全体の財布をきちっと守っていかないといけませんので、それらを含めながらですね、きちっと精査しながら、どのような形で進めていくかという方向性は出していききたいというふうに思います。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なければ次に移ります。141、142 ページを議題といたします。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）以上で歳入を終わります。続いて歳出に移ります。143、144 ページ、こ

れを議題といたします。質疑あれば発言を許します。はい、西山委員。

○委員（西山）一般管理費のレセプト点検事業でございますが、説明書の 442 ページに、11 万 8,052 件を点検をされたということですが、この中で、二重診療とか、問題点があった件数は、内容と、どういったところの件数が、どういった審査資格で問題があつて、件数はいくらでしたでしょうか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）平成 27 年度のレセプト点検なんですけれども、資格の点検につきまして、501 件の過誤申請をしております。内容点検につきましては、1,290 件過誤申請をしております。合計で 1,791 件でございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）成果が出ている事業と判断いたしますが、その中で、予算的、金額的にはどのくらいが削減できたんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）金額は、資格点検が 554 万 5,041 円、内容点検が 610 万 6,301 円、合計で 1,165 万 1,342 円でございます

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次に移ります。145、146 ページ、これを議題といたします。質疑あれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声、次進んでいいですか。はい、147、148 ページ、この欄を議題といたします。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次へ進んでいいですか。はい、149、150 ページを議題といたします。はい、下岡委員。

○委員（下岡）後発医薬品普及啓発事業なんですけれども、説明資料で 461 ページ、これ去年ですね、6,553 人が利用されてると。27 年度はですね、6,374、179 ね、2.7 パーセント減ってる訳ですね。上にはですね、事業目的と成果としてですね、啓発事業を行いました。その結果、医療費の適正化等についての意識啓発をすることができましたとあるんですけども、意識啓発ができて利用件数が減ってる。これ、成果が挙がってないん

じゃないです。対前年に比べてですね、利用が、後発の啓発したけども、利用者が減ったということですからですね、この成果と実績がですね、アンマッチになってることに  
ついて説明いただけますか

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）この利用者数、単位にある 6,374 人といいますのは、被保険者数ですので、26 年度から 27 年にかけて、179 人の被保険者数全体が減ったということでございます。

○委員長（佐中）下岡委員。

○委員（下岡）後期後発の利用件数はどっかに出てます。それとですね、さっきのレセプト点検事業、27 年度の実績が 11 万 8,052 件とあるんですけども、これとの比率ですよ。レセプト点検の比率の中で、後発医薬品を使った比率がですね、どうなってるのか。ちょっと、説明していただけます。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）この後発医薬品普及啓発事業で、実際に後発医薬品に切り替えて 100 円以上の効果がある方に通知をお送りしております。そして、切り替えた人数なんですけれども、現在 1,000 人ぐらいの方が切り替えられております。そしてレセプト点検との関係なんです、これは全レセプトを審査しまして、その効果がある方を抽出して、指定通知を送る事業でございます。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）私が質問してるのはですね、後期医薬品を使った方は何名いらっしゃるのかと。何名というかですね、レセプト点検が、件数が、保険を使って医療を受けられた方で、請求が来た件数ですよ。そのうちの、この後期の医薬品を使った件数は何件なのかと。それが、対前年比どういうふうな推移になっているかということをお聞きしてる。そうしないとですね、医療費の適正化等について意識啓発をやって、実績が上がったのか、上がってないのかということは分からないと思うんですけど、今の説明だと 1,000 人ぐらいがですね。後期医薬品を使ったという、非常に漠然とした、抽象的な説明なんですけれども、それでですね、医療費の適正化等について、意識啓発することができたと言えるのか、どうなのかですね、きちっとした検証がされてないんじゃないかと。先ほどからですね、国保税の歳入、基準外がですね、増えてきてる、どうするんかという問題もある訳ですよ。その一つの対策として後期薬品、これを使いましょうとい

う運動してる訳でしょ。じゃ、それであればですね、きちんとこういうことですね、データとして管理してですね、やっていかないと効果は上がってこない。医療費下げる効果というのはですね、そういう意味で、ちゃんと把握してるのかとお尋ねしてる。

○委員長（佐中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）後発医薬品の普及につきましては、6,374 人の被保険者のうち約 1,000 名が後発に切り換えているということでございます。これは薬剤師会、医師会の方にも、担当からお願いに行きまして、徐々に増えている数でございます。レセプトの点検につきましては、これが全てのレセプト枚数ではなくって、ここに書いてあるのが。資格や内容点検をして、不備があった件数を出させていただいておりますので、その比較っていう訳には、ちょっと行かない状況でございますので、そこはご理解いただいて、効果的に医療費を下げるための一つの方策として、後発医薬品の普及っていう意識啓発は、今後も続けていきたいと考えております。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）そういうことをやってるということは分かりますよ、その成果があったかどうかということですね、データとして、きちっと示すという手法がないと。なければですね、ええかげんに、効果があったか、ないか分からんけどもですね、啓発してですね、効果が上がりましたということだって言える訳ですよ。だから、きちっとですね、効果が上がったんなら、効果が上がったというデータを示してくださいと。私は今言ったのは、レセプト件数の、ね、町に挙がってきた比率、件数は分かる訳でしょう。その中で、ジェネリック医薬品を使った比率なんかで分かるんじゃないかと、その比率でね、上がってきてれば、確かに効果があると、それ以外の何かを示せるデータがあるんなら、それを示してくださいということ。ないんなら、そういう何かの指標をですね、持つべきではないかということ言ってる訳。質問してる訳。先ほどから言ってるように、赤字、基準外、どんどんどん突っ込まれてですね、何か分からんけども、啓発事業やりましたとかいうことでは済まんでしょということと言っとる訳。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）先発品から後発品に切り替えた割合なんですけれども、後発医薬品のない先発品を除いた数量ベースで言いますと、最新で約 56 パーセント、が切り替えておられます。そして金額なんですけれども、27 年度 1 年間で、約 2,130 万ほどの効果が上がっております。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）そういうデータというのは、過年度からずっと取っておられるんです。27年度が56パーセント、26年度が何パーセントで何件ぐらいから、どういうふうに向上したのか、ちょっと対前年比で説明していただけます。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）まず、割合ですけれども、1年前の数量ベースは、約47パーセントでございます。現在56パーセントですので、9パーセント上がっております。26年度の効果額でございますが、約1,810万円でございます。約300万ほど効果額が挙がっております。

○委員長（佐中）ほかに質疑あれば。はい、大江委員。

○委員（大江）すいません、ちょっとよく分からないで、お聞きしたいんですけど、保険財政共同安定化事業の件ですが、458ページ、これ、26年度と27年度で単位当たりの人数が、27年度は減ってますが、この拠出金の支払いが4億1,104万増になってるんですけど、この説明をお願いします。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）保険財政共同安定化事業でございますが、対象者は、被保険者数が減っておりますので、減となっております。金額が増えたことにつきましては、26年度までは、レセプト30万円以上のレセプトが対象となっていた事業だったんですけれども、27年度から制度が変わりまして、全てのレセプトが対象になったことで、金額が増加しております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。はい、兼山委員。

○委員（兼山）50ページの保健衛生普及一般事務事業で、説明書460ページなんですけど、医療費の適正化に意識啓発することができたと書いてあるんですけど、これ、おそらく、はがきだと思うんですけど、これで、受診してないとかいう問い合わせが実際に27年度あったかどうかですね、それについてどうでしょうか。あったかどうか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）27年度中、受診してない・・・さん載っているといた連絡はございませんでした。

○委員長（佐中）はい、兼山委員。

○委員（兼山）ですから、一応はがきで各世帯の方に送られていることなんで、これ内訳

を、116 万 3,000 ですが、単純に人数で割ったら、はがきと郵送代だけの金額なんではないでしょうか。もうちょっとここ、詳細に説明してください。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）はい、内訳は、はがきの作成代と郵送料でございます。

○委員長（佐中）岡田委員。

○委員（岡田）一番下のところの健康づくり事業ですかね。先ほど国庫が、こういうふうな状況だからということで、自治体でできること言うたら、健康づくりと今のいろんな検診に行ってくださいということで、この今の健康づくりで、当初目標を立てられると思うんですけども、医療費を削減しようと思うたら、ここで健康な、なるべく病院に行かないで健康づくりのような格好でされると思うんですけど、当初の目標に比べてですね、今のこの 27 年度の決算の状況いうふうなのは、100 パーセントということはないと思うんですけど、何パーセントぐらいの達成率になるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）健康づくり事業につきましては、主に運動教室や生活習慣病の予防教室を実施することを目的としております。ちょっと達成率が何パーセントってのは、出しにくい状況でございまして、運動教室であれば参加者の方の運動習慣の定着又は生活習慣病の予防教室であれば、それ以上重症化しないようなことを目的としております。ちょっと、申し訳ありませんが、ちょっと何パーセントの達成があったというのは申し訳ありません、挙げられません。すいません。

○委員長（佐中）はい、岡田委員。

○委員（岡田）今の国保で医療費の削減をしようと思うたら、こういうふうな健康づくりは、どこでも結構盛んにやられとるんですけども、ね、目標を立てて、それにやっぱりこう、どの程度参加をしてもらって、そういうふうな、どういふんですかね、方針みたいなのを立ててなかったら、削減言うても、難しいと思うんですよ。だから、やっぱり計画的にやるためにも、やっぱり例えば、こういうふうな事業するから、予算も、これ限られた予算なんだけど、これぐらい来てもらいたいというふうなのはあると思うんですけどもね。それで、実際には、こういうふうな状況だったというふうなのが、よく何パーセントいうか、どれぐらい来られ、その良く分からないところが、私は逆によく分からんのですけどもね、目標を立てて、それに対して、こういうふうな状況ですということになると思うんですけども、全くそんな、取ってないですかね。

○委員長（佐中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）岡田委員さんのおっしゃるとおり、健康づくりの目標は大変重要だと考えております。27 年度にはデータヘルス計画を作成いたしまして、28、29 と町の中で健康づくりを実現するために、いろんな事業を行うように、その中で目標も立てながら実施しますので、引き続き数値的なものも考えながら実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）毎年聞いている特定健康診査事業、説明書の 458 ページ、予算のときにも聞きましたが、受診率が 30 パーセント弱、以前も言いましたが、もう固定客になってますよね、受診者の方が。人数がほとんど変わらんような状況になってますよね、受診者数。実際、ここ、結局医療費抑制しよう思うたら、早期発見、会社勤めをしとる人は毎年会社で健康診断ありますが、そうじゃない国保の方は、私みたいなね、これしかないんです。毎年やろう思うたら。ところが、その受診率は 30 パーセントということは、残り 7 割は自分の健康状態が分からんのですよ。病院に行つとるかは別にして、こないだ議会でやった後期計画中で、5 年後には受診率の目標 60 パーに設定してますよね。5 年間で、30 パーが 60 パーいうたら、並大抵の努力じゃあいかんと思うんですよ。この制度が始まって、もう何年も経つとって、まだ 30 パーですから。その点を考えますと実際、私に対する受診勧奨、かなりしつこかったんですけども、ほかの対象者の方に対する受診勧奨、どのようにされていらっしゃいました。

○委員（住吉）はい、住民課長。

○住民課長（水川）受診勧奨といたしましては、毎年はがきをですね、大体、秋頃に郵送しております。それと、あと保健師、管理栄養士による訪問による受診勧奨を行っております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）結局は大して受診率が上がりませんよね。その点どのように考えていらっしゃいます。

○委員長（佐中）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）委員ご指摘のとおり、受診率は 27 年度少し上がったんですけども、中々 60 パーセントまでは行かない状況続いております。このデータヘルス計画の中で、それを打開するために、医療機関で既に治療中の方に対しての情報提供事業という



のを 28 年度から進めることにして、医師会加入の先生方には、お願いしているところでございます。それは、海田町が医療機関が多くて受診機会が多いということから、もう既に治療中の方が多いということで、実施を始めたところでございます。が、中々、それも中々進んでいないという状況で、今後も、いろんな方面から受診勧奨を進めていきますが、中々厳しいなというのが実感でございます。どうぞ受けてください。お願いします。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）受けますけど、459 ページの下、特定保健指導受診者数 77 人、結局、こちらでも今度上げていかにかいけんですよね。今の制度の以前、このことで質疑したときは、質問したときは、本人が希望しなきゃ引っ掛かっても、この対象挙がらんいうふうに聞いたんですよね。この点は改善できないんですかね。極端に言って特定検診でかなりあれこれ引っ掛かりましたよ。でも最後に、指導を希望するいうところに、希望しないって丸したら、もうそれで終わりになりますね、今。この点は改善できないんですかね。

○委員長（佐中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）希望しないとされた方にも、今は果敢に挑戦して、状況をご説明して、体の、是非受けてくださいというふうに勧奨を保健師、栄養士で行っております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）で、先ほど岡田委員が聞いた分ですけども、健康づくり事業、目標がない云々言いましたが、そらまめですよ、生活習慣病重症化予防教室、これは対象者数が多いと思うんですよ。重症化予防いうけども、もうかかるとるいうことです。そもそも 27 年度において、この生活習慣病重症化予防教室、対象者は何名いたんですか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）27 年度の、このそらまめ教室の対象者は、27 名でございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）そのほかの予防教室、エクササイズ筋力アップなどに関しては、対象者という者はいないんですかね。ざっくりと被保険者という形になってるんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、住民課長。

○住民課長（水川）筋力アップ教室や水中運動教室につきましては、特に医師からの運動制限がない方に関しては、お受けしております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

- 委員（住吉）糖尿病予防教室は、どういったことなんでしょうか。
- 委員長（佐中）はい、住民課長。
- 住民課長（水川）こちらにつきましては、特定保健指導の対象には、ならないんですけども、血液検査の数値が悪い方を対象として勧奨して実施をしております。
- 委員長（佐中）はい、住吉委員。
- 委員（住吉）結局そうなってくると、さっきの岡田委員の質問に対する答弁はおかしいんですよね。目標はありません言うのは。あるじゃん。対象者がおるんじゃないか。そういうことなんよ。対象者数が決まっていますよね、今の話だと。それが目標じゃないんですか、100 パーセントにするのが。ところが目標はないですか言うたら、ありませんっていう答弁になるでしょう。だから、その辺認識が甘いんですよ。100 パーにするのが目標なんですから、対象者数が決まってるんでしたら。それを目標がないって言うから、中々受けてもらえないようになるんですよ。執行部の意識が薄いんです、その辺が。対象者数があるんだったら、100 人いたら 100 人受けてもらおう、100 人教室に来てもらおう、そういう認識はないんですかね。
- 委員長（佐中）はい、住民課長。
- 住民課長（水川）対象者の方につきましては、なるべく教室に参加していただくように、通知なり保健師、管理栄養士の訪問なりで勧奨はしております。今の身体状況を説明して、これ以上悪くならないようにという目的をご説明して参加を促しております。
- 委員長（佐中）はい、住吉委員。
- 委員（住吉）逆に言うたら、この健康づくり事業の各項目の中で、対象者数が決まっていますよね、今言ったように。それに対する実際に来てもらおう方、参加率、何パーセントとかいう目標は、まだ決めてないんですか。27 年度、決めてなかったんですか。
- 委員長（佐中）はい、住民課長。
- 住民課長（水川）対象者の方には、全て参加していただけるようにとは思っております。目標 100 パーセントと考えております。
- 委員長（佐中）はい、ほかに、下岡委員。
- 委員（下岡）先ほど部長の方からですね、データヘルス計画という言葉が、ちょっと出ましたけれども、これについては、資料、私どもも配付していただいて、立派なカラー刷りのですね、資料いただいたんですけれども、厚労省主導で何かやろうとしているのは分かるんですけれどもですね、これはどういう問題意識で、何を目標にですね、

どういうふうにやろうとしてるのか、ちょっと、その配られた冊子を見ただけでは良く分からないんで、今言った内容、どういう問題意識で、何を目標に、どういうふうにやろうとしているのか、簡潔に説明していただけます。

(「データヘルスは決算と違うやろ」と呼ぶ者あり)

○委員（下岡） 去年度でやったんじゃないん、あれ、3月ぐらいに配った。

○委員長（佐中） 不規則発言は止めてください。下岡委員。

○委員（下岡） すいません、3月ぐらいに配られませんでした。だから去年度の事業でやったんじゃないんです。部長もデータヘルス計画と言うて触れられたんですけども、3月度までに作られたんじゃないんです。

○委員長（佐中） はい、座わらんじゃあ、発言ができませんが。はい、住民課長。

○住民課長（水川） はい、データヘルス計画は27年度中に作成して、3月に完成しております。計画の趣旨でございますが、と、今現在、特定健診が始まりまして、こういう健診のデータまたレセプトのデータ等がいろいろ集まっておりますので、そういったデータ分析をしまして、それぞれ地域に合った医療に関する問題点や課題等を抽出しまして、それに対応する保健事業等を実施することを目的としております。大きな目的といたしまして医療費削減ということが掲げられます。

○委員長（佐中） はい、下岡委員。

○委員（下岡） 要は、データを分析してですね、どういうふうな病気になりやすいだとか、傾向があるだとか、町によって特性あるんかどうか知りませんけれども、そういう特性を拾い出して、効果的な医療対策を講じるということな訳です。

○委員長（佐中） はい、ほかにありませんか。西山委員。

○委員（西山） 先ほども出ましたけど、保険財政共同安定化事業でございますが、平成26年度の決算額と27年度の決算額では、4億の増になっております。赤字は7,000万ということで、この4目は、歳入で、おそらく、いろいろ調整基金とか何か歳入があつて、歳出が可能になってると思いますので、歳入は、これどこの部分で、この歳入が確保されているのでしょうか。

○委員長（佐中） はい、住民課長。

○住民課長（水川） この保険財政共同安定化事業に対応する歳入といたしましては、歳入でも同じく7款になります。137ページ138ページにあります。こちらが、この事業の対象となったレセプトに対する交付金として歳入されたものでございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）町の国保税には、あまり影響はなかったという、ちゃんと入ってきてるっていう判断でよろしいんですね。

○委員長（佐中）住民課長。

○住民課長（水川）そう考えております。

○委員長（佐中）はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、歳入歳出を終わります。これより、質疑漏れがあれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。以上で、福祉保健部関係の国民健康保険特別会計の審査を終わります。暫時休憩をいたします。再開は 40 分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）それでは休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。介護保険に入る前までに、住民課の方でマイナンバーについて、答弁漏れがありましたのを、答弁をしていただきます。はい、住民課長。

○住民課長（水川）昨日は時間をいただき、申し訳ありませんでした。広島県の 3 月 31 日のマイナンバーカードの交付状況でございますが、これ、2.4 パーセントになります。ただし、朝も部長から申し上げましたが、これは正式な数字ではありません。各市町に問い合わせ、職員が出した数字ですので、ご了承ください。

○委員長（佐中）はい、これに対する質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なしという声がございます。続いて、介護保険特別会計に入りますが、非常に遅れております、日程より。是非ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。それでは、158 ページから 159 ページ、保険事業勘定、歳入からでございます。これを議題といたします。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なしという声がある、次に進みます。160 ページから 161 ページ、質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次進んでいいですか。はい、次、162 ページから 163 ページを議題といたします。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。次に進みます。164 ページから 165 ページ、質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。次へ進んでいいですか。はい。以上で歳入を終わります。続いて、歳出に移ります。166 ページから 167 ページ、質疑があれば発言を許します。はい、大江委員。

○委員（大江）すいません、476 ページ、介護認定審査事業のところで、476 ページの、この、すいません、非該当に 19、16、6 名というふうに、平成 27 年 6 名となっておりますが、これはどのような症状の方か、教えてください。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、これは具体的に申しますと、要支援から要介護 5 までのいわゆる介護度の認定が出ていない方でございます。それぞれ症状は違いますが、そこで出なかった方でございます。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次進みます。168 ページから 169 ページ、質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○委員長（佐中）次進んでいいですか。はい、じゃ次。170 ページから 171 ページ。これの議題といたします。はい、西山委員。質疑があれば発言を許します。

○委員（西山）介護予防、2 次予防対策債施策事業費でございますが、説明書の 493 ページ、施策事業のメニューが書かれております。その上に事業の目的が書かれておりますけれども、65 歳以上の高齢者で、要介護認定を受けてないけれども、特に要介護状況のおそれが高い方っていうのは、今までの要支援の方を対象と判断してよろしいんでしょうか。

○委員長（佐中）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）これは、要支援になって、いわゆる認定を取られる以前で、このまま放っておくと要介護度、要支援以上の認定を取られるような状況になられる寸前の方というような意味でございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）そういたしますと、町民の方でどういった方法で、そういった方を掌握なさるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい。長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）説明書の 493 で申しますと、一番下ですね、表の中の、看護師による訪問活動、ここで看護師が回っておる部分で把握をいたしますし、民生委員さんからの情報もいただいておりますし、事業計画辺りで行いましたアンケート、その中から抽出をした方に、抽出した方について、対象として訪問等で、対応しております。すいません。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）看護師による訪問活動の人数ですね。どういった方を看護師さんが、まず訪問される対象、人数なのかということと、その結果、指導をできた人数はどのような結果なのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）まず対象としておりますのは、原則 65 歳以上の方で、ひとり暮らしの方、それから高齢者のみの世帯の方、これが中心となります。具体的には 27 年度で延べ 3,660 件ほどの訪問を行っております。それで、具体的に、そういう訪問の中から、この二次対象の方をピックアップし、その方に事業等の参加をしていただいておりますので、ここに載っております、例えば何々事業というので挙がっている数字は、多くが、この訪問活動から出た数字でございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）そういたしますと、この決算額は 558 万 4,000 円ですが、対象になられて訪問していろんな施策展開をした結果、1 年間お元気で平成 28 年度も医療に関わらなくて済んだ人数っていうのは、把握されてますでしょうか。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）これはちょっと数字を出しにくいと思いますが、今の介護保険だけで見ますと、要は認定者の方、被保険者数に対して認定者が増加をしております。

被保数が大きく増加をしておりますが、認定者数は、あまり増加ほど伸びておりません。  
これはこういったものの効果が出ておるといふふうに判断をしております。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）介護認定をされた方で、年間亡くなられる方もいらっしゃいますよね。その差引きをすれば、それほど介護認定の数が増えないという数値には、私はならないと思いますけど、その辺はどのように判断なさいますでしょうか。

○委員長（佐中）質疑、質疑の内容、よう分からん。はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）西山委員さんの方から、うちは、認定が、数があまり変わらないので、二次予防の、介護予防の効果があつたといふふうに判断しているといふふうに答弁させていただきました。それに加えて、要介護認定率っていうのを、各市町、国の方が出しております、海田町は全国平均が 17.9 の中で、うちの認定率としては 17.1 で、そんなに増えていないということからも、介護予防というのは進ませていただいて、どうか、この認定の数、サービス利用をお願いしている数っていうのが、ある程度、定量的に一定に保っている状況であるといふふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかに。はい、西山委員。

○委員（西山）今の全国平均というのも、亡くなられる方、新しく介護制度を受けられる方で精査しますと、延べと、私は判断してる訳なんです。ですから、この第二次予防の方が介護の認定を受ける比率が少ないとは、私は判断していないんですけども、この第二次予防対象者施策事業は有効であったと。で、今後はどのような充実をなさっていくんでしょう。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）基本的には 28 年度も 27 年度の同様の今事業を行っております。  
昨年度もございましたけども、いわゆるたくさんの方に参加をしていただくために、そういう楽しみのあると言いますか、参加していただけるものを考えるようにということで、毎年度予算に当たりましては、今も検討しておるところでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）その二次予防事業なんですけど、これは一次予防と違って、対象者がいると思うんですよね、対象者、その対象者数は、何名だったんでしょう。

○委員長（佐中）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）今ございます資料で言いますと、先ほどちょっと申しましたアン

ケートのときの結果でございますが、これが約 500 名でございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）そう考えますと、500 名に対する実際の参加者数が 73 人ですよね。この表に載ってる分だけでしたら、口腔指導、認知症予防及び筋力向上トレーニング、臨床美術、それぞれの参加者を足したら、延べじゃなくて実人数ですよ、73 人、ということになりますと、やはりこちらの方も参加者数が非常に少ないように思われますが、執行部としてはどのような見解でしょう。

○委員長（佐中）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）おっしゃいますとおり、対象者に対して、教室まで出て来てくださる方っていうのは、限られた人数が継続してると思います。ここには予算付けしたものの実績を入れてはおりますが、そういう中で、看護師の訪問の中から、教室には行けないけれども、こういうふうに日常生活の方の指導などをしながら、介護予防を行っているところもございますので、教室参加者は増やすという目標を掲げながら、今後も努力していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい、大江委員。

○委員（大江）すいません、分かるかどうか分からないんですけども、分かる範囲でお願いします。490 ページと 491 ページの高額介護サービス費支給事業の 1 か月の上限額を設け、というところと、高額医療合算介護サービス費支給事業の 1 年の上限額を設けて、この 1 か月と 1 年の上限額って、分かれば教えてください。

○委員長（佐中）はい。長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）介護保険の方の高額介護サービス費、これについてですが、幾つかの段階に分かれておりますけれども、最高額の方、いわゆる現役並み所得者の方で申し上げますと、月額で 4 万 4,400 円の介護の負担がございましたら、これ以上のものについて、高額介護サービスとしてお返しをいたしております。一番低い額で言いますと、1 万 5,000 円、この間で 4 段階で分かれております。それから、高額介護合算の部分については、いわゆる今申し上げたのは、介護保険の負担の部分でございます。もう一つ、医療の方の負担部分、これも同じように上限がございます、そこを超えた部分と、介護の方の超えた部分を、高額医療合算としてお支払いをしておるものでございまして、ちょっとその額については、医療の方の分を、今持ち合わせておりません。

○委員長（佐中）ほかに質疑があれば発言を許す。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）次進みます。次は 172 ページ、173 ページです。質疑あれば発言を許します。住吉委員。

○委員（住吉）この一次予防事業ですね、介護予防一次予防対策事業、これ、結局中身が、介護予防ちゃあ介護予防ですが、マージャンなんか、特にもう固定客になってますし、65 歳、これは確か 65 歳以上全員が対象になると思うんですけども、あまり広がってませんよね。そういった意味において、果たして介護予防に本当につながってるという判断になるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）これも先ほどの二次と同じですが、参加していただけるような新たな事業というのを毎回、検討はしておりますが、具体の効果が中々表れておらないというのが現実です。それで、今年度、27 年度末から 100 歳体操の方、出前講座等で作っておりまして、これはおかげさまで、ずっと増えております。これが、今度は介護予防の中心にある程度なっていくというふうに考えております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）申し訳ないんですが、確認の質問です。100 歳体操は一次予防対象事業になるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）基本、今度はいわゆる一次、二次の区分けというのは、いずれなくなつて参ります。だから介護予防事業全体の中でというふうな、今度は制度のたてりになって参ります。それで考えますと、当然ながら、この 100 歳体操も入ってくるというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なければ次に進みます。174、175 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）はい、なしという声がございますが、以上で歳出を終わります。続いて、介護サービス事業勘定に入ります。181 から 182 ページ、歳入です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声がございますので、次進みます。183 ページ、184 ページです。質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）介護予防支援事業費のうちの委託料ですよ。こちらが 26 年度に比べて 91 万安くなっておりますが、逆に件数ですよ。こちらの方も増えているにもかかわらず、委託料、委託件数が 26 年度より増えているにもかかわらず、委託そのものは減っているんですが、これこういった理由でしょうか。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）言い方悪かった、まず説明書の 508 ページになりますけれども、こちらを見ますと決算額、26 年度より 15.5 パーセント減になっております。に対して、予防サービス計画委託件数、こちら 10 パーセント増えております。件数が増えているにもかかわらず委託料が減っている理由は何でしょう。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、大変申し訳ございませんでした。ここは確かに件数は減っておって、委託料部分が少ないというのは、ごめんなさい、増えておるのに、支出が少ない部分につきましては、えっとですね、委託に出すときのより単価が低くなっておりまして、ちょっと古い分は持っておらないんですが、新しい分の単価で言いますと、7,120 円にと、4,120 円というふうに、ちょっと、その単価の部分で変動がございまして、このような結果になっております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）単価が安くなった理由というのは何かあるんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）このときには報酬単価が下がったときのものとございますので、いわゆる一律とは申しませんが、その際のものとございます。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。以上で歳出終わります。その他、介護保険特別会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございますので、次に進みます。質疑を終結をいたします。以上で介護保険特別会計の審査を終わります。続いて、後期高齢者医療特別会計に

入ります。190 ページから 191 ページ、歳入からです。質疑あれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なしという声がございますので、次進みます。192、193 ページ、この間を、議題といたします。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 以上で歳入を終わります。続いて歳出に移ります。194、195 ページです。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なしという声がございます。以上で歳出終わります。その他、後期高齢者医療特別会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。大江委員。

○委員(大江) すいません、総務管理費、195 ページの保険料納付、諸支出金です。これ、昨年度は 10 万 8,573 円で、26 年度が 4 万 3,427 円ですが、今年、昨年少ないのに、4 万 3,427 円なのに、今年度の当初予算が 40 万となっています。不用額もありますが、なぜこれだけの昨年少ないのに、これだけの予算増にしたのかお聞きしたいんですけど。

○委員長(佐中) はい、長寿保険課長。

○長寿保険課長(伊藤) ここは備考欄を見ていただきますと、いわゆる保険料の還付事業でございます。国保のところでも出て参りましたけれども、いわゆる過誤納付金として、入っておりました保険料を還付をいたしますところの費目でございまして、死亡の方、転出の方が増えていきますと、ここはどうしても増加をして参ります。そういう部分でございます。

○委員長(佐中) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) ありませんね。それでは以上で、後期高齢者医療特別会計の審査を終わります。以上をもちまして福祉保健部の審査を終わります。暫時休憩をいたします。再開は執行部が揃い次第ですが、11 時 20 分再開をいたしますので、よろしくお願ひします。それまで暫時休憩です。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。それでは、建設部の審査を行います。質疑は一問一答方式で進めております。執行部におかれましては、各委員の質疑の趣旨を十分に把握し、的確かつ簡潔明瞭に答弁をしてください。なお質疑答弁に当たっては発言の許可を得た後に、マイクのスイッチを押して発言をしてください。まず歳入から始めます。決算書、15 から 16 ページ、下段の 3 目、土木費負担金と、16 ページの一番下にあります電気通信線路等設置使用料です。質疑あれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございますので、次へ進んでいいですか。はい、はい。次に、17 ページ、18 ページ、下段の 4 目、5 目、土地使用料は次のページに続いておりますので併せてご覧ください。質疑あれば、発言を許します。西山委員。

○委員（西山）土木使用料の 1、町営住宅使用料でございますが、収入未済額が 19 万 2,500 円となっておりますが、これは何軒分の未済額でしょうか。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）お 1 人でございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。次に、21 の 22 ページ、下段の 3 目、4 目、3 目は農林水産手数料と土木手数料 4 目です。土木手数料は次のページに続いておりますので、併せてご覧ください。質疑あれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。次に進んでいいですか。はい、次に 27 ページ、28 ページ、下段の 4 目、5 目、土木費国庫補助金は次のページに付いておりますので、併せてご覧ください。質疑あれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次進んでいいですか。はい、次に、29、30 ページです。上段の 6 目都市計画事業費、国庫補助金です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。次に進みます。33、34 ページ、上段の 4、5、6 目です。質疑があれば発言を許します。4 目は土木費交付金から都市計画事業費負担金、この間です。発言があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）次へ進みます。次に、35 から 36 ページ、下段の 4 目、農林水産費補助金です。次のページに続いておりますので、併せてご覧ください。質疑があれば発言を許します。はい、富永委員。

○委員（富永）38 ページのひろしまの森づくり事業交付金というのは、これはこういったもので、何に充てられているのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）これは広島県の森づくり県民税いうのを原資にしておりますが、里山の保護といったことを目的に、工事を行っておりますが、これまでに地拵えというて、木の伐採、それから、遊歩道の整備といったことに、これまで取り組んでおります。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）次に、39 から 40 ページ、上段の 4 目、土木費委託金と下欄の 2 項、財産売却収入です。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声がございますが、次進んでいいですか。次に 43, 44 ページ、これは、雑入ですので済んでおります。その次、45、46 ページの雑入についても、審査済んでおります。次に、47 ページ、48 ページに進みます。下段、2 目の土木債です。質疑あれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声がございます。次に進みます。以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。飛んで 85 ページから 86 ページ、下段の 6 款、農林水産費です。質疑があれば発言を許します。はい、大江委員。

○委員（大江）すいません、236 ページの有害鳥獣対策事業、これもよろしいんですよね。はい。すいません、有害鳥獣対策事業のここに駆除数ですね、イノシシ 75 頭、シカ 9 頭、タヌキ 18、カラス 3、サル 1 頭、これ、それぞれの駆除に対しての補助金、補助金じゃなくて、1 匹が何ぼとかいう、お金が分かったらお願いします。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、まず、イノシシ、1 頭当たり 4,000 円、それから、シカ 1 頭当たり 4,000 円、それからタヌキ 1 頭当たり 2,000 円、それからカラス 1 羽で 800 円。

それからサル1頭、これが1万円。これが明細でございます。

○委員長（佐中）はい、大江委員。

○委員（大江）ここにヌートリアが入ってませんけども、ヌートリアは有害の方には入らないんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）入っておりますが、捕獲数がゼロでございます。ヌートリアは2,000円でございます。

○委員長（佐中）はい、大江委員、いいですか。はい、ほかに質疑あれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。続いて、87、88 ページ、下段の土木債です。質疑があれば発言を許します。87、88 ページ、7 款の商工費を除いてください。半分から上です。これを議題といたします。失礼しました。質疑があれば発言を許します。はい、西山委員。

○委員（西山）林業振興費の2、串掛林道管理事業でございますが、決算額で427万7,830円、数年前までは結構決算額が少なかった訳ですけど、この400数十万使われまして、串掛林道の整備、管理は、どのくらいの充足と言いますか、できたんでしょうか。

○委員長（佐中）はい。建設課長。

○建設課長（木村）はい。平成27年度から、串掛林道全体について年間除草業務というのを新たに加えております。したがって26年度と比べて増えておりますが、これによりまして、今現在、住民さんの方から特段の苦情等は寄せられておりませんので、十分な適切な管理ができると考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次へ進みます。89、90 ページ、質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）道路橋りょう費、ここだけちょっと代表して聞きますが、不用額、入札なんかの関係で、どうしても出るのは分かるんですよ。道路橋りょう費の不用額3,900万、約4,000万出ております。気になるのが、毎年、年度末近くなって道の補修を頼んでも、予算がないのでできませんとか、直営で簡易補修剤を使って取りあえずやっときます言うて、年度が変わってからにしてくださいという話でよく聞きますが、いざ決算やった、

やっぱりお金が出とるんよね、ここに。これ、何とか組み替えて補修に回す方が、町民サービスの向上につながると思うんですが、なぜ、これができないんでしょうか。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）はい、今現在、工事請負費の組み方が、箇所付けのない、いわゆる住民さんが言われた工事に対して、即座に対応できる予算と、あと、箇所付けのある件名工事というのがございます。これが、現在の執行管理上、分けてございますので、どうしても年度末になってくると、件名工事の入札執行残はあるんですけども、先ほど申し上げました件名箇所付けのない部分について、予算がない場合に、若干お待ちいただく場合が出て参ります。ただ、どうしても早急に急ぐものについては、流用等で対応させていただいておるところでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）じゃけえ、入札が終わりました。余ります、お金が。それを組み替えりゃあええんじゃないです、補正のときに。それはできないんですかね。

○委員長（佐中）建設課長。

○建設課長（木村）はい、箇所付けのないところにつきましては、当初予算は、過年度の実績から枠を組まさせていただいておるんですけども、その必要枠を明確に説明できないと、財政サイドが予算の組み替えを認めていただけませんので、必要に応じて組み替えは可能なんですけど、前もった、そういった余裕と言いますか、そういう形での今の予算の組み替えというのは難しい状況でございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）財政サイドが、そういう判断をしているだけであって、別に法律上の問題はないんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）もちろん箇所付けがない修繕に、当初予算を計上するといったのもです、ね、過去の実績であるとか、そういった、具体的に工事箇所が決まっていらないものについて、予算措置をしておりますので、法律がどうこうというよりか、そういった見込み額で計上しているものと考えております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）過去の実績に応じて予算の枠を決めてますよ。それは分かります。でも実際、年度末になったら、いつも足りないですよ、という問題が生じているんです、実際

には。ただ単に、本来であれば 26 年度でやる工事を、簡易補修だけしといて、27 年度に回しとるだけなんです。修繕の先送り、年度単位で考えたら、という状況なんですよ。しかしながら、こういった箇所付けのある予算に関しては、不用額が毎年度出ますよね、決算するたんびに。ということは、この予算を補正予算の度に組み替えて、修繕費に持たすということはできないんですかね。そこを聞いてるんです。もう逆に言うたら、過去の実績の中において年度末、本来やるべきものを翌年度に回したという実績も当然分かっていると思うんですよ。その分、プラスアルファに組み替えることはできないんですか、この不用額を使って。

○委員長（佐中）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）当然に執行の必要があれば補正も可能ですし、補正に間に合わなければ流用等、当然、地方自治法上認められたものでございますので、そういう取り組みは可能でございます。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）ということは、28 なら不用額 4,000 万残りましたよ。ところが今年度、入札がどんどん進んでいけば、当然不用額が出てくると思うんですが、それを早急に組み替えることも可能ということによろしいですね。

○委員長（佐中）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）必要であれば、流用等は可能でございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）今の絡みとか、次のページに係ることなんですが、当初の予算の組み方が問題はなかったんですかね、昨年度なんか。途中で補正なんか掛けてますよね、道路修繕が足りなくなった、で、これ、昨年度じゃなくて、一昨年も同じように、要望があったか、足りなくなったから補正を掛けてると。最後、住吉委員が言ったように、また足りなくなって、来年度回してくれという話が出るとるが、当初の予算の組み方に問題はなかったんですかね。

○委員長（佐中）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）当初予算編成の組み方に問題がなかったかというご指摘ですが、当初予算編成に当たっては、過年度の決算額等を踏まえながら、1 年間の必要額を見積もって、当初予算に反映するよう取り組んでるところでございますが、結果として、予算編成後の状況の変化等により、補正予算でも対応行っているところでございます。少し具体的



な、具体的に数字で申しますと、箇所付けのない小工事費の合計値を言いますと、27年度で言えば、当初予算が2,810万に対して、補正予算で1,450万補正して、決算としては4,257万4,000円。はい。すいません、過年度の実績を踏まえた予算編成をしてるか  
いうところで言いますと、25年度の決算ベースで、当初予算で言うと2,060万に対して、毎年少しずつ増額しながら、28年度では約2倍の3,600万、毎年、決算を踏まえながら、一応増額はしている状況でございます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）それと予算の組み替えの話ですけど、今、住吉委員答弁いただいた、これ、一々議会に掛ける案件ですか。これは、僕は一般質問出したと思うんですけども、目内の中の話ですね、箇所付けのあるものと箇所付けのないものの差、これ、議決の範囲になってないはずなんです。それについてどうなんですか。

○委員長（佐中）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今回、一般質問等も含めて宗像委員の方からご意見をいただきました、地方自治法で想定している議決科目は、款、項でございまして、道路維持費に関して、その予算の中でやりくりをするのは、執行権として執行部の方に認められたものでございます。こちらの方につきましては、その取扱いについて、今後検討して改善をしていきたいと考えております。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）もう一点だけ、あの、先ほど説明の中に箇所付け予算、これも対議会に対して、関係ない話ですね。同じ道路改良工事の中で、この部分、この部分って、明確にこの部分に、こういうふうに使いますという明示はしなきゃならないですが、その箇所が予算的に、がちがちにはまるとというのは、対議会に対しての問題じゃないし、決算上の問題じゃないですよ。ただ、内部の処理の問題だけの話でしょ、それを話されとる気がするんですよ。箇所付け予算というのは、あくまで執行権の中の話ですよ。もう少し、その辺について、箇所付けに縛られるんじゃなくて、確かに道路改良として新開蟹原線はいくら、都市計画道路の部分、新開蟹原線はいくら、それから、その他の部分でいくらっていう、この明示はすることと、箇所付けで、がちがちにして動けなくするというのは、ちょっと違うような気がするんで、事業別予算なら、事業別予算に徹底すべきだと思うんですが、これちょっと、全体の話なって申し訳ないんですが、委員長、すいません。

○委員長（佐中）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）宗像委員ご指摘のとおり、8 款、土木費の、2 款、道路橋りょう費が議決科目でございまして、その下にあります道路維持費であるとか、道路新設改良費、橋りょう維持費等、目の項目については、執行科目でございます。言い換えれば、道路の新設であろうが、道路の修繕であろうが、橋りょうの新設修繕であろうが、議決がなければならぬというような自治法の規定にはなっておらず、その間の執行については、町の方に執行権があるものと、想定は、自治法では、そのように想定をされております。ただ、これまで、そういった項目について、海田町においては、執行権の中で自由に割り振りをしてと言いますか、その流用等をして、執行しているというようなことはやっておりますので、この度、今回の定例会で、宗像委員の方から再三にわたり、こういうご意見をいただいております。そういうふうな執行が可能であればですね、素早い住民サービスへの対応も可能かと思っておりますので、そういったところは十分検討して、今後、一定の方向性を出していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑があれば発言を。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、次進んでいいですか。はい、次、91 ページから 92 ページ、これを議題といたします。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がある、次に進んでいいですか。はい、それでは 93 ページ、94 ページを議題といたします。質疑があれば発言を許します。はい、宗像委員。

○委員（宗像）94 ページ、1 番の東部連続立体交差事業の 370 万、支出されとると思うんですが、この支出の中身、どういうことで県からの負担金の請求があったんでしょう。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）負担金の内容は、委託費並びに維持管理費でございます。委託費につきましては、鉄道の概略設計が入っております。

○委員長（佐中）ほかに質疑あれば発言を許します。はい。兼山委員。

○委員（兼山）94 ページの空き家調査ですね。地方版戦略の策定事業の空き家調査で、こっちは 268 ページなんですけど、もう 1 回、27 年度についての空き家の定義ですね、どこまで、何か月とか、何年とか、そういったところの期間、空き家についての定義は、もう一度示していただきたいんですが。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、定義につきましては、調査した時点、この時点でどういう状況であったかというところで現在整理をしております。具体的に言いますと、その時点で空き家とはっきり分かるもの、それから、空き家と思われるもの、それから空き家であっても管理されているものという３種類に分けてございます。

○委員長（佐中）はい、兼山委員。

○委員（兼山）期間というくくりはないというふうに判断してよろしいでしょうかね。

○委員長（佐中）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はいそのとおりでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑あれば、宗像委員。

○委員（宗像）中店小学校線、これは用地買収ほとんど終わったと今日お聞きしておりますが、それまず間違いないかということと、これを実際に、28年度で工事一部されるというふうに予算化されてると思うんですが、最終的な完成をいつに見込んでおられるのか。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、中店小学校線につきましては、用地があと8件ございます。今年度及び来年度で完了させる目標でございます。工事の最終につきましては、広島市との調整もございますが、平成30年度、ここを目標に設定し、現在、事業を進めております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次に進みます。次、95ページ、96ページ、下段の5目だけ除きます。国土調査費を除いたもの、あとは全て議題といたします。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、なしという、次進んでいいですか。97、98ページ、一番下の河川費、消防費は除いて、河川費までです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）河川費、砂防費もあるんじゃないか。質疑あれば発言を許します。はい、岡田委員。

○委員（岡田）河川費のことなんですけれども、前も、一回言ったですけど、例のあの瀬野川の方の中州の木いうんですかね。この前のような大雨いうんか災害のときに、根こ

そぎ倒れて、橋げたに引っ掛かっていうふうな格好になろうと思うんですけど、あその整備いうんですかね、あれはどういうふうな格好、県だからあれなんですけど、どういうふうな格好になるんでしょう。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）はい、瀬野川の中州の除去につきましては、県の事業になりますが、この3月に県の方で整備計画、土砂撤去の整備計画を策定されまして、ある一定基準の箇所から優先的に除却を行うというふうなものを示されております。今年度、海田町内におきましては、日下橋の下流側にごさいます中州の撤去をしていただけるように、今要望をしておるところでございます。今後は、国信等についても、撤去をしていただけるように、順次撤去していただけるように計画の方を作っていただいております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次に進みます。113 ページから 114 ページ、11 款の災害復旧費です。発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。以上で歳出終わります。その他、建設部関係の一般会計で質疑漏れ等があれば発言を許します。はい、岡田委員。

○委員（岡田）先ほど大江さんが質疑をした有害鳥獣なんですけども、あれは結局駆除をして、駆除したものですよね、例えば、イノシシとかサルとか、そのものはどういうふうになるんでしょうか。例えばどういうふうな処理の仕方いうんか。

○委員長（佐中）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、大半が埋葬といいますか、埋めてございます。

○委員長（佐中）岡田委員。

○委員（岡田）そのときにですね、ほかの自治体とか何とかだったら、どういうんですかね、海田よりも高い値段で、処理いうかどう言うん、引き取ってくれる言うんか、そういうふうなことがあるから、そちらに持っていくというふうなことで、いろいろこの写真とか、いついつとか、いうふうな面倒臭いことを書いていうふうなことがあるんですけど、海田町の場合はその辺のところはどうなってるんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）海田町の場合、報奨金を支払う際には、しつぽで確認をしております。ですから、ご懸念の、よそのしつぽを持って来たとかいうことがあるんじゃないかというような趣旨だと思いますが、海田町では、そういうことがないというふうには伺っております。

○委員長（佐中）はい、岡田委員。

○委員（岡田）海田町のは安いですから、よそから持って来るようなことはあれ、その逆があるような気がする。それがいいかどうか分かんですけど、ほかの自治体では結構、イノシシでも、海田は4,000円か、ほかのところやったら9,000円とか、そこらがあるようなこと聞いたんですけど、逆いうふうなことがあるいうふうなことは、何か把握がなんかされとるんですかね。逆がありますよいうな。

○委員長（佐中）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）今ご質問いただいたようなことについては、ちょっと把握をしてございません。

○委員長（佐中）ほかに質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。以上で建設部関係一般会計の審査を終わります。

続いて、公共下水道事業特別会計に入ります。決算書、120から121ページです。歳入からです。質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）繰入金の一般会計繰入金、こちらが3億7,600万、説明書260、あ、これ意見書の30ページ、監査委員の意見書の30ページだったかな。違うの、まあええわ、これ3億7,600万のうち基準外の繰入金が1億6,700万になろうかと思いますが、これはどういった理由から基準外の繰り入れを行ったんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、基本的には歳入歳出の不足額を繰入金として入れていただいております。そのうち、基準内のものについては、繰出基準、国示された繰出基準に基づいて、基準内を入れていただいて、その残りの額が、基準外として赤字分を補填していただいているという状況でございます。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）説明書267ページ、で、今答弁がありました赤字を補填している、1億6,700万繰り入れて。この下水道事業特別会計の方の決算収支は、形式収支、実質収支とも一

応 5,600 万の黒字となっていると意見書には書かれておりますが、実際には、この補填があるから浮いとるだけであって、なければ赤字なんですよ、という解釈でよろしいですか。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、今のこの決算書上であれば、おっしゃられるとおりでございます。今後、公営企業に向けての決算、公営企業会計に移行になりますので、こちら辺もう一度精査をしてですね、本当に基準外のもの基準内のものを分けるよう現在精査しているところでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）精査云々も、今現在、赤字なんですよ。その改善は考えてないんですか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、当然に、支出の部分を減らす方法、費用分ですね、も、必要でございますが、現在、財政収支見通し、こちらの方を今年度中に作成するべく検討しております。その中で、委員さんおっしゃられる、赤字分を減らす方法についても検討して参りたいと考えております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）ここからは帳簿上の数字だけの話なるんでしょうけども、一般会計から基準外、赤字補填で 1 億 6,700 万繰り入れました。決算したら 5,600 万の黒字です。これ、返しなさいと思うんですが、だめなんですね。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、その辺の精算っていう部分だとは思いますが、こちらですね、基本的、今回大幅に五千何百万っていうのは、流域下水道の維持管理負担金、これが見込みより 1,500 万以上返って参りました。その辺が出てくるのが 5 月の時期になりますので、そこら辺の精算が、どういう形できるかっていうことについてですね、今後、企業会計の方に向けてになりますので、検討は考えていきたいと思っております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい、西山委員。

○委員（西山）分担金及び負担金でございますが、405 ページ、説明書の 405 ページでございます。受益者負担金が、もう一度支払えばいい訳ですが、その受益者負担金でも、不納欠損額、収入未済額が出てきておりますが、この不納欠損額を、消失した家屋に対

しては、下水道をその方が工事されるときには、ペナルティはないのでしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、受益者負担金の納付と下水道への接続っていうのは、ちょっと別、下水道に接続していただくのは、下水道法の方で定められておりますので、それは別、ペナルティは今のところございません。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）収入未済額と不納欠損額ですが、やはり受益者負担というの、応分のやはり下水道、環境整備ができる訳ですので、やはりこの収入未済額と欠損額はゼロに、本来であるならば、ゼロにしていく、法が二つに分かれているから仕方がないという側面もありますけど、こういった収納努力をなされておりますでしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、受益者負担金、先ほど委員さんおっしゃられたように、その年一度限りでございます。これを年、年2回の5年で払っていただく方、分割で払っていただく方、この8月と2月に納付の時期がございます。その時点で未納の方には督促状、催告などを行っていただいております。とともに、高額な方については電話連絡と、それからうちの上下水道課になりましたんで、水道料金等未納となられている方もいらっしゃると思いますので、同じような方が、高額な方がいらっしゃると思いますので、その中で一緒に交渉するなど、いろいろと使える手は使わせていただいて、交渉しているところでございます。

○委員長（佐中）西山委員。

○委員（西山）しかし、この受益者負担金っていうのは、自分の土地の地価も上がり、下水道が通ることによってね、整備されることによって、もっと強力に収納対策を取られないといけないと思いますけど、その点、対応はどのようにお考えでしょう。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、委員さんのご指摘のごもっともというところでございますので、やはり、上下水道課になったというところで、体制もそういった滞納整理、徴収体制も、今後、より一層強化してやっていきたいと思っております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、122、123 ページ、これを議題といたします。質疑あれば発

言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声がございます。以上で、歳入を終わります。ここで暫時休憩をいたします。再開は13時からです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）はい、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。続いて、歳入に入ります。124ページから125ページ、ごめん、歳出に入ります。失礼しました、124ページから125ページです。質疑があれば発言を許します。宗像委員。

○委員（宗像）水洗便所貸付金事業、これ今何件ぐらい出してるんですか。現状貸し出し。

○委員長（佐中）はい、上下水道課主幹。

○上下水道主幹（日高）はい、現在の貸出件数は43件となっております。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）それから、その下にあります、広島市公共下水道維持管理負担金、町が支出しておりますよね。この町が支出しとる理由は何でしょうか。

○委員長（佐中）はい、下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらの方は、下水の方は、高い方から低い方へ流れるという関係上、海田町の下流部にある船越地区であるポンプ施設であるとか、砂走の方の污水管等の広島市部分の布設をしていただいたところを、海田町割合分を負担しているものでございます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）それは、砂走、広島市の管に接続しとる意味なんですか、それとも、確か、つくもの町営住宅じゃなくて、元の県営住宅の方から渡って、本管が来とる思うんですが、それ自体に接続する部分の話のことをおっしゃってるんですか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、海田町が接続して以降、広島市部分のものを負担して、部分を接続工事したときの整備費のうち、起債に当たるもの、これの償還、毎年の償還部分を負担しております。



○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）その償還の理由はわかったんですが、その管、工事してもらったって言ってましたよね。その管は、正確に、例えば、今の窪町の離れておるとことか、場所をおっしゃられたんですが、それが広島市の区域の中の本管につなげさしてもらって、その広島区域の分を広島市が工事したんで、その費用の負担という意味ですか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、委員さんおっしゃられるとおりです。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）まず確認ですが、今宗像委員が聞いたのは、この説明書の 417 ページに該当する部分でしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、417 ページの分です。あ、ごめんなさい。すいません、訂正します。421 ページの方です。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がありますので、次に進みます。126、127 ページです。質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）今 421 ページ言いましたが、さっきの項目 128、125 ページでしたら、417 ページのほうが該当すると思うんですが。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○下水道課長（早稲田）大変申し訳ございません。417 ページですので、広島市部分の維持管理に当たる分でございます。訂正してお詫び申し上げます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。以上で歳出を終わります。その他公共下水道事業特別会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。以上で、公共下水道事業特別会計の審査を終わります。ここで暫時休憩をいたします。次は水道事業会計なので執行部の入れ替えがございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 1 時 0 7 分 休憩

午後 1 時 0 9 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員長（佐中） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。認定第 2 号、平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定を議題といたします。質疑は一問一答で行います。水道事業会計決算書のページにしたがって参ります。決算書の 4、5 ページについて質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉） 水道事業収益全体ですが、まず 26 年度に比べて、わずかですが 0.8 パーセント増になっておりますが、給水戸数は 2 パーセント、1.79 パーセント増えてるんですね。給水戸数が増えてる割には収益が上がっておりませんが、これはこういった理由でしょうか。

○委員長（佐中） はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい。給水戸数増えて、一般家庭、こちらの方の収益の方は上がっておりますが、その他の業務用等の伸びが少ない、あと、その他の臨時用の部分が減ったというところが、全体的に伸び率が下がっているところ、伸び悩んでいるというところがございます。

○委員長（佐中） はい、住吉委員。

○委員（住吉） 営業外収益が、こちらの当初予算額より大幅に 870 万ほど増えましたが、これはこういった理由でしょう。

○委員長（佐中） はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、こちらは一般家庭の分担金、こちら件数が増えた関係でございます。

○委員長（佐中） 住吉委員。

○委員（住吉） 見込みより増えたということによろしいですか。

○委員長（佐中） はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） はい、そのとおりです。

○委員長（佐中） ほかに質疑ありませんか。はい、西山委員。

○委員（西山） 支出の水道事業費用でございますが、附属資料の 25 ページに、年間有収水量は増になっておりますけども、薬品費が減になってるんですけど、この薬品費の減に

なった理由は何でしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、単価の方も、契約単価は下がったんですけども、27年度につきましては、使う量、これが少なかったというところでございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）量を、年間に配水してる量、増えているということは、薬品費も、それに比例して入れていくと判断してますけど、その相関はどうでしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、薬品費の中に国信浄水場で使うパックという濁りを取るものがございます。これが、27年度については、予想よりも濁る回数が少なかったので、使う量が少なかったというところもございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）そういたしますと、瀬野川の水が、より良い水になったと判断してよろしいのでしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、伏流水を使っておるところでございますが、大雨時には、濁りが発生することもございますので、一概にそうと言えないんですけども、26年度に比べて27年度は良い水質であったと思っております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、6ページ、7ページを、議題といたします。質疑があれば発言を許します。はい西山委員。

○委員（西山）支出の建設改良費でございますが、やはりあの附属資料の中で、建設改良事業の耐震補強設計業務を実施なさいましたが、これで、どれだけ費用が要るか、概算ベースで予算が出てるんでは、工事費が出てるんじゃないかと思いますが、それいこうでしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、国信配水池の耐震補強につきましては、今年度の予算で1億800万円を計上させていただいて、今回、業者が受注しまして、約7,000万円で受注しまして、現在施工の準備をしているところでございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

○委員長（佐中）はい、なければ次に移ります。8 ページ、9 ページ、9 ページですが、質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声がありますので、次に進みます。10 ページ、11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声があります。次進んでいいですか。はい。12 ページ、13 ページ、これを議題といたします。質疑があれば発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）以上で、水道会計終わります。水道事業会計全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。はい、西山委員。

○委員（西山）決算書の 24 ページに、給水戸数及び給水量の表示がございますけども、その有収率が、前年度に比べまして、4.4 パーセント減になっておりますけど、これ何か主だった理由はあったんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらの方は、毎日の数字、配水量等とあるんですけども、配水量の方が年間で増えているというところがございますが、日々の数字を見ましても、さほど異常が見当たりませんので、引き続き流量計等チェックしながら、配水量のチェックをしていきたいと思っております。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）この有収率ですね、率が減になってる原因は、追及はなされてないんでしょうか。

○委員長（佐中）はい。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）明確なものはございませんが、配水量の流量計に誤差は多少あるんじゃないかなというところで、今、チェックをしているところでございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）公共下水道、水道会計ともに、収納率を上げるためには、公共下水道のときに、受益者負担のところで発言いたしました、努めて参りますということでしたけども、公共上下水道で、滞納のために、人員配置が必要ではないかと私判断いたしましたけど、今後そのような対策は取られないでしょうか。

○委員長（佐中）はい、水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）実際、今の事務の現場、私、直接預からせていただいて、そのとこのところ良く分かります。人事関係等についてもですね、私の方から、その担当部署にですね、そういった配置の方のお願いというのも、昨年もして参りました。いろんな形で、ちょっと人が今減ったりしておるところもあるんですが、住民生活に直結した部署でございますので、間違いがあってもいけないということもございますので、引き続きですね、そういった要望というのは、しっかりした体制で、これからも臨んでいきたいという具合に考えております。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）視点を変えますと、やはり、使ったものを払わないといけないものは、いかに、未収入、不納欠損で落とさないためには、やはり人員は、すごく重要だと思います。公共下水道と水道で1人か2人は滞納整理、そういった専門の方の配置が、是非必要と思いますが、もう一度お願いいたします。

○委員長（佐中）水道事業参事。

○水道事業参事（久保田）ご指摘のところ、私も十分そのとおりだと思っておりますので、そのことを実現できるようにですね、一生懸命頑張っ取り組んでいきたいという具合に考えております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。全体の質疑漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。以上で質疑を終結をいたします。水道事業会計の審査を終わります。この際、暫時休憩をいたします。再開は13時35分再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時20分 休憩

午後1時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）はい、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。それでは、認定第1号、平成27年度決算の認定に戻ります。教育委員会の審査を行います。質疑は一問一答で進めて参ります。執行部におかれては、各委員の質疑の趣旨を十分に把握し、的確かつ簡潔明瞭に答弁をしてください。なお、質疑答弁に当たっては、発言の許可を得

た後に、マイクのスイッチを押して発言をしてください。まず、歳入、15 ページから 16 ページ、下段の 4 目、教育費負担金のみです。質疑があれば発言を許します。はい、西山委員。

○委員（西山）この広島市の学童児童事務委託負担金でございますが、平成 27 年度は何人の方が、広島市からの海田町の小学校に在籍なさったのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）73 名でございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がありますので、次に進みます。19、20 ページ、中段の 6 目、教育施設使用料です。質疑があれば発言を許します。はい、西山委員。

○委員（西山）ふるさと館使用料でございますが、予算現額は 4 万 8,000 円で、調定額、収入済額が 11 万 7,810 円ですけれども、例年に比べて利用された団体は、こういった団体だったんでしょう。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）大きいところで言いますと、東洋シートさんの企業の方が説明会をされたというようなところが入っております。

○委員長（佐中）ほかに質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がありますので、次に進みます。29、30 ページ、中段の 7 目、教育費国庫補助金のうち、私立幼稚園就園奨励費補助金を除く全てです。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。次進んでいいですか。はい、次に 37、38 ページ、上段の 5 目、教育費補助金です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございます。次進みます。次に、39、40 ページ、上段の 5 目、教育費委託金です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次に 41、42 ページです。下段の 1 目、弁償金です。質疑があれば発言を

許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて、43, 44 ページ、雑入は全部済んでおります。次に 49 ないし 50 ページです。教育費、4 目、教育債です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。99 ページから 100 ページ、第 10 款、教育費です。質疑あれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声がありますので、次、101 ページから 102 ページ、3 目、私立学校振興費を除く、議題といたします。質疑があれば発言を許します。西山委員。

○委員（西山）事務局費の中の、青少年指導事業でございますが、説明書の 322 ページです。教育相談もなさってますけど、小学校関係が、相談件数がゼロっていうのは、小学校では問題行動を起こす人がいなかった結果なんでしょうか。

○委員長（佐中）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）小学校の関係がゼロであることにつきまして、教育相談員の配置を 26 年度途中より、海田中学校に常駐をさせた関係で、それから、27 年度も引き続き海田中学校の常駐という形にさせていただいております。その関係で小学校の関係の相談件数がゼロという形になっております。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）別に配置が中学校であっても構わないんですけども、ここの事業の目的は、不登校等の児童生徒の学校復帰を支援するためっていうことであれば、児童生徒って言えば、小学校も対象になると判断するんですけど、今後はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）小学校につきましては、昨年度であれば、海田中学校区であればスクールカウンセラー、県費のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置がされており、小学校の方へも相談ということで出向いております。中学校の方が教育相談員の需要の方が高かったということをごちやうで判断しまして、常駐とさせていただきます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）小学校の時代のときに、いち早く生活指導を始め、対応してましたら、中

学校でこれほどの問題、生徒は発生しないと思いますけど、なぜこのような判断をなされているのでしょうか。

○委員長（佐中）はい。教育次長。

○教育次長（石川）はい、失礼いたしました。小学校においても、不登校に準ずる又は不登校に関わる児童というのはおります。その相談をどのようにするかというご質問ではないかなと思うんですけれども、それぞれの中学校区で、生徒指導主事等が集まっております。その中で先ほどお話ししました町費の相談員、県費のスクールカウンセラーがおりますので、小学校への課題も、そちらの中で対応できるものというふうに判断しております。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）そうであるならば、この青少年指導事業を、生徒の学校復帰とすべき案件であると判断いたしますが、それはこういった対応でしょうか。

○委員長（佐中）はい。教育次長。

○教育次長（石川）会合の中で、小学校及び中学校の両方を対象としておりますので、児童生徒の両方の学校復帰というふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、西山委員。

○委員（西山）判断しかねます。ソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーで小学校は対応しているんであれば、ここの中で、備考でもして、そこで小学校では、どれだけ対処したという記述がある訳です。でも、今の話では青少年指導事業は中学校しかしてないんであれば、児童生徒っていう表現はおかしいですし、ここに小学校を入れていること自体、整合性取れませんね、これ。どう考えられますか。

○委員長（佐中）はい、教育次長。

○教育次長（石川）青少年指導事業については、やはり、6校全ての児童生徒を対象にしております。この配置を常駐として海田中学校にさせていただいてる関係上、このような数値になっておりますが、全ての対象をしっかりと相談できるような形で、これはもちろん進めておりますし、そのような表記で、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑があれば発言を許します。住吉委員。

○委員（住吉）教育委員会の答弁、ちょっと、それはおかしいだろう。昨年度、小学生関係の不登校の相談が31件あったんです、教育一般が8件、こんな表記したらゼロ、改



善したんか思うじゃないですか。じゃあ聞きますよ。まず不登校関係の相談、これ計 957 件でございますが、小学生関係 27 年度、全くなかったんですか。

○委員（住吉）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）27 年度に関しましては、ここに書いてあるとおりゼロでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）平成 26 年度、小学生の不登校が 10 名いらっしゃいました。27 年度の不登校は何名いました。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）27 年度は 7 名でございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）じゃあ、これ相談はなかったのか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）相談につきましては、先ほどありましたソーシャルワーカー、カウンセラーの方で対応しております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）じゃあ、この青少年指導事業じゃなくて、別で対応したいうように解釈していいんですかね。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）はい、そのとおりでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）いろんな事業が、まぜこぜで、あやふやになつとる。決算にならんじゃないですか、そしたら。こんだけの税金突っ込んで、どれだけの評価、結果が出たかというのが分からんようになってくる。そしたら、例えば、不登校の小学生 7 名、逆に中学生 27 年度の不登校は何名いました。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）39 名でございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）26 年度が 31 で 27 年度は 39、増えてきよる訳じゃないですか。で、実際、中学生関係の相談件数、これ不登校、26 年の 765 件じゃったのが 957 件、生活全般が

26年度112件だったのが205件、教育一般に至っては26年度54件だったものが720件、相談件数が無茶苦茶増えてますよね。これは、こういった要因で、こんなに爆発的に増えていきよるんですか。全然改善できてきよらんということではよろしいですか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）中学校の関係で相談件数が増えてるのにつきましては、常駐という形をとった関係で、件数が増えてるというふうに考えております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）常駐したけん増えました言うて、これ、逆に、これどう解決されるおつもりですか。相談乗っただけじゃあだめなんですよ、解決せんにゃあ。不登校生徒、増えとるじゃないですか。しかも、この不登校というのは、去年の決算のとき聞いたら、年度末の時点で30日以上休んだら不登校、29日じゃったら不登校に入らん訳ですよ。不登校気味の生徒いうたら、もっといる訳ですよ。これ、どうやって解決していくんです。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）相談件数の数え方につきましてご説明させていただきます。延べ件数というかたちになっておりますので、同じ子どもがですね、複数回やっているということで、実際の人数とは、この数字は違っております。

（「答弁違うじゃ」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい。教育次長。

○教育次長（石川）失礼しました。不登校が、特に中学校におきましては、昨年度よりも増えているということは、教育委員会としても重く受け止めているところでございます。ただ、学校に対しては、保護者、又はその地域等との連携をしっかりと取るようにということを、学校に、それでも、数日だったり、数時間は来ている子もおります。完全不登校を除けば、そのときに、しっかり子どもの心の壁であるとかいうところ、しっかり聞き取るようにということは、学校としては、もちろんやるようにという指導は、こちら側としても継続してやっております。ただ、やはり、今の不登校が、単純に一つの事案というか、理由からだけではないというところが、やはり、こちら側も対応できてないといえそうですけれども、やはり、そこらを慎重に、かつ広域的に広い視野の中で連携をしていかないとけないというのが、まず1点。後は、この子たちの、全てとは言いませんが、小学校でも、何らかの兆候が出てたというのが正直なところでござい

ます。ですので、その課題を小学校の段階で、教員としっかり連携をする、小中一貫という中で、そこらの課題を、小の課題を中学校につなげるというところを、連携を進めているところでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）そうなってきたら、小学校にも配置せにゃいけんいう話になるんじゃないですかね。これ西中の校長先生が言いよるんよ、小学校の段階でやっとかんにゃあ、中学校に上がって直そう思うたら、それは中々難しい。これは、現場の校長の声なんです。その前に、ちょっと戻るけど、さっきの答弁で、件数と人数は違いますという答弁がなされましたが、じゃ人数を教えてください、この表に沿って。

○委員長（佐中）はい。ちょっと待ってください、許可を得て発言してください。はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）はい、人数につきましては、校内の適応指導教室に在籍している生徒が 13 名、保護者につきましては、その保護者 5 名です。後は、管理職や教職員の方が相談に、別で訪れている状況です。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）言い方悪かった、青少年指導、説明書の 322 ページ、ここにありますよね。相談件数、不登校、生活全般、親子関係、教育一般、その他、これを延べ件数ということらしいので、じゃあ実人数を教えてください。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）実人数につきましては、在籍をしている生徒、とそれから保護者の方が中心になりますので、先ほど言いました在籍人数 13 名、それから、その中で相談を迎えた方が 5 名、で後は教職員が校内に居るときに、管理職と職員の方が相談するというところで、そこの数については、まとめをしております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）13 名じゃあ、5 名じゃあで、合計の相談件数が 1,895 件ということですよね。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）実人数のところの部分でいくと、件数として数えられてないところがございます。述べ件数の割合で、割合というか、件数であれば、お答えすることができます。

- 委員長（佐中）はい、住吉委員。
- 委員（住吉）延べ件数であれば、お答えできます言うて、じゃあ、この件数は何ですか、延べじゃなかったら。
- 学校教育課主幹（森山）延べ相談件数です。
- 委員長（佐中）やりとりはやめてください。発言中です。
- 委員（住吉）これは、まず延べ件数ということで、じゃあ、ここの件数にカウントされた実人数は、結局どうなんですか。そこを知りたいんですよ。
- 委員長（佐中）はい、教育次長。
- 教育次長（石川）失礼いたしました。再度同じ答弁なるかと思いますが、在籍している生徒が13名、それに関わる保護者が5名というところで、18名のみの相談というふうを確認を取らしていただいたところです。
- 委員長（佐中）はい、ほかに質疑。はい、住吉委員。
- 委員（住吉）計18名で1,895回言うたら、1人100回という勘定でよろしいですか、平均。
- 委員長（佐中）はい、教育次長。
- 教育次長（石川）はい、そういうことになると思います。
- 委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、兼山委員。
- 委員（兼山）適応教室、指導教室なんですが、適応教室の指導の対象者13人で、そのうち5名がまた授業に戻ったということなんですけど、これ児童生徒になってるんですが、小学生は何人で、何人が教室に戻られたか、どうでしょうか。
- 委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。
- 学校教育課主幹（森山）小学生については現時点ではおりません。
- 委員長（佐中）兼山委員。
- 委員（兼山）ということは、317、書いてある13人は全部中学生で、5人の教室に戻れた人数も中学生ということでよろしいんでしょうか。
- 委員長（佐中）学校教育課主幹。
- 学校教育課主幹（森山）はい、そのとおりでございます。
- 委員長（佐中）ほかに質疑がありますか。はい、宗像委員。
- 委員（宗像）先ほど次長の答弁で、住吉委員の質問の続きになるんですけれども、質疑の続きになるんですが、青少年指導というのは、生徒児童って、はっきりおっしゃられま

したよね。西山委員と住吉委員の答弁で。これの事業っていうのは、教育相談員、教育指導員、この人の活動だけの事業なんですか。

○委員長（佐中） 質疑の内容が分からなければ、反問ではありませんので、質疑の問い合わせをしてください。許可します。答弁。教育次長。

○教育次長（石川） 委員おっしゃるとおり、この事業のみでの事業です。

○委員長（佐中） はい、宗像委員。

○委員（宗像） そうしたら、先ほど西山委員が言うように、これ児童を取るべきじゃないです。それと、事業名が生活指導員派遣事業とか、そういう事業名に変えるべきでしょう。あくまで、ここに書かれている目的と成果を読むと、これは生活指導員じゃなくて、そういう相談事業をきちんとやられてるようにしかとれないんですよ。だから、みんなの質問で食い違うんでしょう。違いますか。これ、ちゃんと書かれてることっていうのは、青少年指導事業って書かれております。下に書かれての生活指導に対する実績だけです。そうしたら、この生活指導、先ほどおっしゃられたような、この事業の中で対応されている、言われたでしょ、ケースワーカーとか、いろんな県の事業の派遣中で対応してると言っておっしゃられたの次長でしょ。そうしたら、当然その実績も全て含んで載せるのが、本来の姿じゃないんですか。今までやとったからいうんじゃないくて、その都度その都度中身を見直して、こういうものは直していかなきゃいけないんじゃないんですか。再度聞きますよ。青少年指導事業っていうのは、生活指導員派遣事業なんですか、どうなんですか。

○委員長（佐中） はい、教育長。

○教育長（田坂） 失礼いたします。ここにある青少年指導事業は、ここの資料だけで言いますと、確かに今、宗像委員、おっしゃられるように、相談員を派遣した事業のように受け取れるところでございます。本来であれば、不登校対策その他を総合したものとなるべきところ、このような書き方をしておりますので、単に相談員を海田中学校に派遣をした、その海田中学で毎日子どもたちが相談に来るので、それを数えた数しか載っておりません。ですので、町費として、この青少年派遣事業、指導事業として、教育相談員を海田中に措置していただいたということの結果しか載っておりませんので、本来、この青少年指導事業として、不登校対策ということであれば、もう少し広くスクールカウンセラーだったり、ソーシャルワーカーとか県費のものを載せるか、全く県費のは別で、町費だけで言うところだとふうに、分かりやすく整理すべきだというふうに反省をし

ております。一方で、当初の思いといたしましては、中学校に派遣してるけど、小学校とも連携を取ってるので、小学校にも行って相談に乗るとか、小学校からも来ていただくということを想定しておったんで、こういうふうになってたんで、西山委員さん、多分そういう意味で質問されたと思うんですけど、それは宣伝が足りないというふうに思っております。中学校の者が中学校に来て、それだけの相談で満足をしているので、トータルとした施策になってないんだっていうふうに思いますので、名前と実績が、きちんと一致するように整理するか、更に、小学校の相談も、きちんと受けるという体制を、次年度に向けてつくっていくと、そのような取り組みが必要だと考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。大江委員。

○委員（大江）外国籍児童対応事業として、318 ページに、ポルトガル語ができる講師派遣って書いてますけども、ここ海田小学校、東、西、南、それぞれ人数書いてありますが、全部で 21 人、これは講師 1 人で各学校を回っての指導なんですか。どうなんですか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）学校から要請があったときに派遣してるという状況でございます。ですから 1 人、現在 1 人ずつを派遣している状況です。

○委員長（佐中）はい、大江委員。

○委員（大江）1 人の人を、要請があったときに派遣してるんですか、それとも、その、別々にいろんな、ポルトガル語のできる方を、それぞれに派遣しているのか、どちらでしょう。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）昨年度、26 年度末で 2 人の方が派遣できる体制を取りましたが、その方が仕事の都合で辞められたということで、27 年度新たに 1 人、更に 1 人の派遣できるような体制を取って、27 年度については、2 月までは 1 人の体制、3 月になりました、もう 1 人派遣できる方を探しましたんで、もう 1 人は、今、派遣できるという状況で、派遣自体は 1 人ずつを派遣している状況でございます。

○委員長（佐中）はい。大江委員。

○委員（大江）東小なんか 12 人いますよね。これは 12 人を、学年は違うと思うんですけども、1 人でこれ対応してるんですか、今のところ。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

- 学校教育課長（中川）町費の対応としては1人で対応してます。ただ、日本語指導とかいうことで、県費の日本語指導に関わる教員が付く場合もあります。
- 委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。大江委員。
- 委員（大江）これは全部ポルトガル語でしょうか。中国語の方とかなくて、全部これブラジル系の方ですかね。
- 委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。
- 学校教育課主幹（松尾）この21名の中には、ブラジル国籍以外に、ペルー、中国、韓国、フィリピンの人数が含まれております。
- 委員長（佐中）大江委員。
- 委員（大江）そうなりますとこれ、中国、韓国辺りの方の生徒は、これは日本語が通じてるんですかね。
- 委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。
- 学校教育課主幹（松尾）こちらの町費の人の対応としましては、授業の補助で、中国語や韓国語の補助はしておりません。そちらについては、県費の方の加配の方で対応しております。
- 委員長（佐中）ほかに質疑、はい、岡田委員。
- 委員（岡田）英語指導補助事業のことなんですけれども、これは、何年生、学力が向上しましたと書いてあるんですけれども、試験とか何かそういうふうなもので測って、向上したというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。
- 委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。
- 学校教育課主幹（松尾）こちらに書かせていただいている学力の向上としては、広島県の基礎基本定着状況調査の英語科の数値を基に書かせていただいております。
- 委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。はい、兼山委員。
- 委員（兼山）先ほどの適応指導教室の13人と、青少年指導事業で13人の中学生の不登校、これ13人同一人物か、どうかだけ、これどうですか。
- 委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。
- 学校教育課主幹（森山）同一の生徒でございます。
- 委員長（佐中）はい、住吉委員。
- 委員（住吉）大江委員の続きですが、その外国籍児童対応事業、主要施策の説明書318ページにはポルトガル語ができる講師を派遣し、というふうに書かれておりますが、今

の答弁聞きよったら、この 21 の中には、中国人やら、よその国籍の方も名前が出てきましたが、こういう表記をされると、ポルトガル語ができる講師を派遣した児童、対象児童が 21 人じゃないということによろしいんですね。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）そのとおりでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）そしたら違うでしょう。これ、確認です。これは、町費のポルトガル語の講師のことは書いてないですね、まずこの決算額は。そういう解釈で、まずよろしいでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）そのとおりでございます。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）となりますと、この下の表にございます対応事業、21 人のうち、中国人もいらっしゃるということは、21 名中ポルトガル語を自分の母国の言葉としている児童は何人でしょうか。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）9 名でございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）教育委員会の基準がばらばらじゃないです、さっきの青少年うんたらかんたらと。こっちには県費じゃない方の子どもの人数も書いとる。あつちは県費の方の、まず外国籍の方は、県費の方の対象の子どもの人数も書いてる。もう一つの青少年指導の方は、県費の対象の子は省いとる。決算の基準が教育委員会の中でも、ばらばらになってますけども、これはどういったことから、そういうふうにはばらばらにされたんですか。

○委員長（佐中）はい。教育次長。

○教育次長（石川）今、委員おっしゃるように、それぞれのページと言いましょうか、事業ごとに、その基準がばらばらだということは、今重く受け止めました。このページであれば、ポルトガル語の子が、必要な子が何人いるかということを書くべきであったというふうに反省をしております。次回に向けて、その基準を統一したいというふうに考えております。



○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）これ決算できんじゃないですか、そしたら。基準がばらばらのまま、ここ持って来とるですから。これ作り変えてもらわにや、これ以上進めませんよ。全ての基準を揃えてもらわにや、ね。説明書の 318 ページ見てください。単位当たりの総事業費、出されてますよね。その単位は何か。日本語指導が必要な外国籍児童生徒数。ところが、この一般財源 28 万 7,000 円は、あくまでポルトガル語ができる講師の話ですよ。ということは、単位そのものが大違いしてるんですよ。そういうこととなりますね、今の理屈だったら。適応指導、青少年の方は逆に、もう町費の方のみの件数、書かれてる。どっちの基準でやるのが正しいんですか、これ。これで決算しろと言われても無理です。たまたま大江委員が気付いて、これどうなんかって聞いたから、おかしいな思うて聞き直したら、ポルトガル語の対象児童は 9 人って分かっただけであって、聞かんかったら、言い方悪いかもしれんけど申し上げます、嘘ついとるんですよ、議会に対して、21 人言うて。あくまでもポルトガル語ができる講師を派遣した事業の対象児童が 21 人になってるんです、この表の中で。これは嘘じゃないですか。言い換えれば。これで決算しろとおっしゃるんですか、教育委員会は。

○委員長（佐中）はい、教育長。

○教育長（田坂）この 318 ページにつきましては、今ご指摘のとおり、ポルトガル語ができる講師が、ポルトガル語を必要とする児童生徒に対してケアをしてるのは 9 名でございますので、この部分、318 ページは誤りでございます。修正をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（佐中）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 14 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。委員の皆さんにお諮りをいたしますが、今、教育長が謝罪、訂正ということで、あと説明しますので始めたいと思いますがご異議ございますか。前田委員。

○委員（前田）大体ね、海田町の将来を預かる教育委員会がでたらめのものを出して、これで審議しろ、の、それを一言詫び、すみませんでした、それから全部こらえてくれ、

場を収めてくれ、できる、そういうことを。海田町の将来が担えるのか、それで。それを黙って鵜呑みにして、これでやるんなら、もう、即刻、審議をやめて、これで認定しましょう。うじゃうじゃすることないよ、というふうにわしは考える、ね。一言詫びてごめんなさい、全部認定するなら、それでいいじゃないか、教育長、どうなんかい。そんな、生やさしいものじゃないじゃろ、いい加減なこと言うて。今、みんなが出とるのに、真剣に言うとする訳よ。中途半端にものを質疑しとるんじゃないんで。それを、ごめんなさい言うて、おまえ、幼稚園の子じゃないよ。幼稚園の子みたいにすみません言うて、どこの県会議員みたいに、泣いてから終わりかい。冗談じゃないよ。どう思うか、委員長。わしはそういうふう考える。

○委員長（佐中）はい、そういう意見もありますが、ほかに意見があれば、発言をしてください。はい、住吉委員。

○委員（住吉）結局、じゃけえ、この教育委員会の事務局費の中で、基準がばらばらなとする訳でしょう。外国籍児童対応事業に関しては、町費以外の子ども的人数も書き、青少年指導事業じゃあ、町費のみの子どもの相談件数を書き、教育委員会の姿勢が分からんし、教育長が言われたように、訂正はしてもらいます。それは別に口頭でもえんですよ、訂正は。いちいち刷り直さんでもええけども、どういう基準で、こういったものを作ったのかがはっきりせんことには、出てきとる資料が信用できんのですよ。確かに補足の説明資料ですよ。でも、これは決算の認定で参考にするものですよ。費用対効果はどうなんか、必要なのか、もっと増やした方がいいのか、来年、予算編成の際に。これが、こうばらばらの基準で、しかも、さっきのポルトガル語は9人、ところが、ここには21人。このまま審査進めて認定してください言うても、そこは難しい。ここの人数の訂正は、別に口頭でもええですよ、各小学校の人数、ここはこうですって。ただし、基準が何でこうばらばらになったかという説明はちょっと求めます。それがはっきりせんことには、どうすればいいのかと言ったら分からん。その辺、審議やめる、やめんは、また別にしても、そこ明解な答弁がほしいんです。何でこんな、ばらばらなことをしてしまったのか。決算書でいけば、教育総務費、事務局費の中の、全く同じ中のものの資料が違うんですよ。基準が。なぜそんなことが起こったのかという明確な説明を求めます。

○委員長（佐中）今、答弁を求めているわけではありません。委員の皆さんに、この問題をどう対応していくかということを協議しておるんで、今、質疑を許しておる訳でありま

せん。よって、議決項目はですね、款、項が項目で、あとは細々節の説明の中で、細々々節かも分からんね、説明の中で誤りがあつたと。それを訂正をする、あるいは、お詫びを含めてね、これで審議を続けるかどうか。今、そのことを皆さんにお諮りをしておるんです。答弁を求めとるんじゃないありませんので、それを皆さんで、これじゃだめだと言うんであれば、もう、続行のしようがありません。だけれども、そこは、先に言いましたように、法に基づいて、款、項、は、まあ議決項目です。で、認定も1号で全部含まれて、特別会計まで入っております。ですから、ここの項目を、謝罪をされて、数字の訂正を後ほど出されて、そして、これが、採決までに、そのことが示されたら、もう、そういう前提で審議をする。この方法が一番いいと思うんですけども、皆さんで、それぞれ意見を出してもらって、どうするかという、してください。私はアンパイアですから、そのことは提起をしながら、皆さんにお諮りをいたします。意見があれば言ってください。続行。住吉委員。

○委員（住吉）訂正であれば、これはすぐできると思いますので、後ほどじゃない、はずです。

○委員長（佐中）文書が要らんということ。

○委員（住吉）訂正なら、口頭で、今この場でできるはずですから。

○委員長（佐中）それじゃ執行部の方、いいですか。委員会のまとめとして、今、そういう意見がありますが、その前に委員会としてまとめよう。委員会として、住吉委員の方からは、口頭で謝罪を受けながら訂正をする、前田委員の方は、もうだめじゃというご意見なんですけれども、皆さんで、それぞれ意見を出してもろうて、委員会としてまとめて、この委員会をどう進めるか。はい、前田委員。

○委員（前田）これは、あくまでも県の補助があろうと何しよう、それはもろうて、町の予算なんよね。だから、その中に一貫したものがなけんにゃあ、だめよの。あるときは、例えばの話が、矢野の予算よ、あるときは熊野の予算よ、ね。あるときは、どっかよその基準よ、一貫したものはない訳よ。それをどうするかというのがまず問題なんよ。だから今審議できますかって、わし言うるとる訳。それを、ただ教育長のすみませんで、全部それでゼロにするのか。だったら、即刻審議する必要ないよっていうことを言うるとる訳、ね。すいません、ごめんなさい、じゃあ、いいじゃないか。それ以上の審査する必要ないじゃない。そうじゃろ、とわしは思う訳よ。だから、その辺を皆さんに諮って、ほいで、ぱっと直るんなら、そこだけなのか、以後も出るのか、いろんなところが、だ

からどうするかいうて言うとする。今のこの1か所だけならいいよ、ね。9が21になったとかね、13が父兄がおって18になったとか。その数字がちょっと変わった、これで全てです、ならええよ。また出てくるんかも分かん。そうして、その基準がばらばら。じゃ何を基準に、海田町の予算というの、教育委員会の教育のあり方をどう審議していくのか。それで審議ができるかっていうこと、わしが逆に、委員長に向けて提案したい。

○委員長（佐中）はい。下岡委員。

○委員（下岡）先ほど住吉委員からあったですね、どうして、こういう間違いが出たのかということですね、まず、委員会から説明を受けてですね、それが一時的なミスであったか、前田委員が言われるようにですね、根本的に教育委員会のあり方が間違ってるから、こういうものが出てきたのかですね、まず、その説明を聞いてから判断したらどうかと思います。

○委員長（佐中）はい、ほかにありますか。委員会の委員長としては、今、27、ん、西山さん。じゃあどうぞ、大きい声してや、耳に障がいがあるんだから。さっきから、ずっと言いよるでしょうが。

○委員（西山）私は、このページだけの訂正であったとしても、主要施策の説明書ですので、口頭で訂正をされて済むものではないと思います。そのときに、やはり差し替えた方が、今後のためにもいいんではないかと思います。

○委員長（佐中）差し替えという意見もね、また、ちょっと複雑なんよね。口頭で、いわゆるもう一遍言いますよ、27年度の1号の決算の認定です。その説明が、款、項、目、節、節の中でも、細節、細々節、細々々節というのがあるって、その中で、そういう認識間違いや間違いが表現されたということで、全部をストップすることには、委員会として非常にね、痛みます。もう、常識外れと言い難い、言いやすいですね、それ。そうではなくて、謝罪をしてもらって、今後ないように、委員会を進めたい。それで、さっき差し替えという表現もありましたが、もう、ここで口頭で差し替えてもらう、あるいは説明してもらう、こういう方向で行った方が一番摩擦も少ないし、議事進行ができるというように思うんですね。そのことを私が、そういう進め方でいきたいなというように思うんですが、皆さんは、それぞれあるんですが、どうでしょう。はい、岡田委員。

○委員（岡田）議会の議決、そして款、項か、後は、目とか節の説明とかいうふうなことから、款、項が変わらなかったら、後は、症状言うちゃあいけんけど、そんなに大きなあれはない訳ですから、もう今から、例えば、これ一度やり変えるいうたら大変なこ

と、多分時間も掛かるしね、後、それがどこまでか、いうのは分からない訳ですから、今回は、今、住吉委員が言われましたけど、口頭で訂正ということで、例えば、次回の決算委員会からは、どうなるか分かんけど、絶対にもう、こういうふうなことがないような形でやってもらうということで、私はいいと思います。

○委員長（佐中） もう一遍改めて言いますが、款、項は予算で決める問題で出てきとるんですが、今、上程をされとるのは、決算の1号、2号の認定で、今、1号の中でね、そういう、細々々節という、誤りの表現があったということなんですね。ですから、前田さんが言われることも分かりますが、それは、もう政治姿勢の問題だというように思います。よって、私としては、謝罪を含めて、口頭で訂正をしてもらう、ということで進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） はい。異議なしと認め、そのように決めます。教育委員会、先ほどの分を、住吉委員の答弁も含めてですね、謝罪を含め、訂正を明確にしてください。はい、教育長。

○教育長（田坂） 大変、貴重なお時間をご審議いただきましてありがとうございます。まず先に訂正をさせていただきます。318 ページでございます。一番下段、決算額のところの実施内容につきまして、外国児童生徒に対する日本語指導等対象数は9名でございまして、その内訳は、海田小学校はゼロ、海田東小学校が6、海田西小学校が2、海田南小学校がゼロ、海田西中学校1、計9名でございます。したがって、その上の段の、単位当たりのところ、27年度、9名でございます。また、同じ数え方をいたしますと、昨年26年度のところが、10でございます。18となっておるところ、ポルトガル系の児童生徒だけで言いますと10でございますので、増減も、マイナス1でございます。パーセントの増減は、ちょっと今計算しておりませんが、それに準じた形になります。まず、この形で、人数がポルトガル語ができる講師を派遣しなければならない児童生徒について、その数とさせていただきます。なぜこういうことが起こったかという住吉委員のご質問でございますけれども、人を配置する部分につきましては、県費で配置をいただいて、それを基に施策を実施している部分と、それを補足補完する形で、町費の予算をいただいて、配置をしてるものがございます。本来であれば、これを資源を同一に投入して、施策として求めるところでございますけれども、決算という形ですので、このような形で、町費に限ったものについて載せておくべきところでございます。したがって

まして、先ほどのページと、このページで言いますと、誤りはこっちのページでございます。県費で日本語指導が必要な児童生徒が 21 名いたところ、中で、ポルトガル語の子どもについては、町費でケアをするというのは 9 名だった。それを、そのまま県費で、日本語指導で県費で付いた数を捉え、甘く、混乱したものを、そのまま、更に言うと、精査もせず載せたところが、私どもの誤りでございます。この点については、謹んでお詫びを申し上げます。大変失礼いたしました。

○委員長（佐中） 質疑があれば発言を許します。はい、宗像委員。

○委員（宗像） これ、単位当たりは修正されないんですか。

○委員長（佐中） はい、財政課長。

○財政課長（吉本） 単位当たりの数字の修正をさせていただきます。単位当たり総事業費については、27 年度 3 万 1,889 円、26 年度 5 万 6,000 円、増減額が三角マイナスの 2 万 4,111 円、増減率についてはマイナス 43.1 パーセント、下の一般財源も、上の総事業費と同額でございます。すいません。もう一度言いましょうか、失礼しました。もう一度読み上げさせていただきます。単位当たりの総事業費 27 年度が 3 万 1,889 円、三一八八九。26 年度 5 万 6,000 円、五六まるまるまる。増減額、マイナス 2 万 4,111 円、三角、二四一一一円、増減額、マイナス、三角 43.1 パーセント、その下の一般財源についても、総事業費と、特財がありますので、同額でございます。以上でございます。

○委員長（佐中） ほかに質疑ありませんか。はい、住吉委員。

○委員（住吉） 先ほど教育長が 26 年度の人数も修正したんですよね。そうなってくると、26 年度の単位も変わってくるかと思うんですが、その辺どのようにします。

○委員長（佐中） はい、財政課長。

○財政課長（吉本） 26 年度の単位当たりの数が 18 名から 10 名に変更されたことによって、26 年度の単位当たりの数字も、3 万 1,111 円から 5 万 6,000 円に訂正をさせていただきます。

○委員長（佐中） ほかに質疑あれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中） じゃあ次へ進みます。103 ページから 104 ページ、このページを議題といたします。質疑があれば発言を許します。はい。はい、西山委員。

○委員（西山） 学校給食費でございますが、全般的に見て、教育費は流用が、増減が多い訳ですけど、特に学校給食費は 63 万 8,000 円流用されておりますけど、これは何が原

因だったんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）学校給食の備品の修繕に要したものでございます。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）それは、どこの学校の、こういった備品の修繕費だったんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）まず、一つ目が、海田小学校の真空冷却機の温度センサーが壊れた分が1点。それと、海田小学校の食器消毒保管庫の修理があったのが1点。それと、海田南小学校のガス回転釜の修理のもの、計3点の修理でございます。それと、海田南小学校の冷却庫の修理、計4点の修理でございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、住吉委員。

○委員（住吉）教育振興費、心の元気を育てる地域支援事業ということでございますが、説明書の341ページです。これ多分、予算編成のときにも、26年度決算のときにも、同じこと言うたと思うんですよ。この主な事業で、小中学校の合同あいさつ運動を実施しました。まあ、ええことなんで、この一過性の合同あいさつの時だけでできればいいという考え方なのか、それとも日頃から、できるようにした方がいいという考えなのか。その辺、教育委員会の見解ご説明願います。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）この6校合同あいさつ運動を一つの契機としまして、もちろん、日常的に挨拶ができればいいというふうに考えております。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）それができてるかどうかの確認というのは、27年度において教育委員会はちゃんとしてたんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）この心の元気を育てる地域支援事業において、定期的にアンケートを取っております。児童生徒からのアンケート、教員からアンケート、保護者からのアンケート、それを基にしますし、自分たちも学校現場に赴いて、その挨拶の様子等も確認しております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）それが、じゃあ、なぜ々学校安全ボランティアが注意しなきゃ変わらな

いようなケースが出てくるんですかね。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）今、住吉委員の言われたように、まだまだ十分できてないところもございます。学校にも、いろいろ話をしながら、地域の、そういう挨拶が十分できてないという声があれば、学校の方と話をし、自分たちもその現場に赴き、適切な指導等を行っているところでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）逆に言うたら、地域から声が挙がらなければ、動いてくれないということなんですかね。

○委員長（佐中）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、地域から声が挙がれば、もちろん参りますけども、それ以外のときでも、日常的に回っております。自分たちで気付いたときには、まだまだ十分でないですよという話は、学校長、教頭の方にさせてもらってますので、地域から声が挙がればだけっていう訳ではございません。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）教育振興費の8、小学校タブレットを活用した指導力向上事業でございますが、説明書の343ページ、27年度、84万5,000円を歳出されております。この目的と成果のところ、教員が授業でタブレットを活用する機会が増加したという成果が述べられておりますけども、各小学校で、どのような教科でタブレットを使った授業をなされたんでしょうか。

○委員長（佐中）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）小学校というご質問だったと思いますが、まず、理科の授業においては、全ての学校において活用しました。例えば植物の観察や実験の様子等を写真や動画で撮影し、それを拡大縮小して児童生徒に分かりやすく授業を進める、そういったことも行いました。また特別支援学級におきましては、文字だけでは中々理解しにくい児童生徒、児童もたくさんおりますので、視覚支援的な補助的な教材として活用いたしました。

○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）理科の授業でタブレットを活用して実験の映像を勉強したという、授業に導入したということですけど、今回理科の教材等を充実させましたけど、そのことによっ



て、実際の授業が今まで以上になされたこと、あるでしょうか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、今までは理科の備品が足りないときには、例えば、1 個のグループで実験ということがあることもありました。理科の備品が整備されたので、1 人で一つの実験若しくは2 人で一つの実験というふうに、個に対応することができました。それと、タブレットの活用と併用することによって、さらに効果的な実験や観察等が行えるように、小学校ではなっております。

○委員長（佐中）兼山委員。

○委員（兼山）小学校教育指導員の配置なんです。これは各小学校に基礎学力の定着を目指すということなんで、これ T T として活動された、でしょうか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、この事業につきましては、今、T T として活用されたかということでしたが、その T T として担任と一緒に活用する場合もございますが、習熟度に分けて、少人数に分けての指導という実態もございます。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）小学校のタブレットですけれども、現時点です。小学校に何台タブレットが導入されて、何名の先生がですね、実際に理科の授業です。活用されているのか、お尋ねします。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）現時点では、小学校には、4 校合わせて 28 台配付されております。何名の先生が活用されたかということなんです。昨年度末、27 年度末で調査しましたところ、小学校においては、29 名の方が活用されました。すいません時間が掛かりました。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）小学校の先生、4 校で、6 学年あってですね、何名の、トータルです。何名おられて、活用した先生の比率は何パーセントか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、41.2 パーセントとなっております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）同じく続きになるんですが、稼働時間はどの程度ですか。トータルの稼働

時間、それから各校当たりの稼働時間を教えていただければ。特に理科の授業が全体でどの程度あったのか分かりませんが、一番いいのが理科の授業の中で、何パーセントの授業にそれを使われたかが分かれば、教えて報告していただければ。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）一校一校、一名一名の先生においての稼働時間等までは確認はできておりませんが、自分が何回か見た授業におきましては、1時間、45分のうち、全てをタブレットで活用するということは、本町の教育委員会としても指導しておりません。今までの授業、ノートや黒板を使用した授業とタブレットの併用ということを学校現場には指導しておりますので、大体、1回の45分につき5分から10分の活用割合で、今までの授業の形態との並立を行っております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）だから、理科の授業100パーセント、それ授業に活用されたということ。私が聞いているのは、稼働といっても、授業と併用した稼働の時間、だから45分を1時間単位として、その授業、授業のコマ単位として、どの程度の活用があったんでしょうかということでお聞きしたんです。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）小学校においては、配付台数が昨年度の段階では3台若しくは4台ということでした。理科は3年生以上全ての学級でございますので、同時に理科の授業が行われた場合には、全ての理科の教室でタブレットを活用したということは、今の時点、昨年度の時点ではない状態です。ただ、先ほど申しました実験や観察若しくはタブレットを活用した方が効果的な授業では、優先的に積極的に活用の方を今行っているところです。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）私が聞いたのは、コマ時間はいくらですかって聞いたんですが、分かってないなら分かってないと、はっきり教えてください。聞いた質問に対して答弁が違うでしょ。分ってるんですか、分かってないんですか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）申し訳ございませんでした。今、委員がご質問されたコマ時間については、把握はできておりません。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）これもやっぱり同じことなるんですが、これタブレット、これ中学のところにも、同じような問題出てきてると思うんですけども、タブレットを活用した指導力向上事業ですね、学力向上事業ですね、これは。これ、タブレットを買うことが向上事業なんですか。実績として、ここへ挙げているのは、事業の内容というのは、タブレットを買うことが事業なんですか。さっきと同じような問題になってくるんですが、本来でしたら、ここへ先ほど我々が質問したことを、実績として挙げるべき問題と違うんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）タブレット活用して教師の指導力を高め、児童の学力を高めるということが目的でございます。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）質問に答えてくださいよ。タブレットを買うことが事業じゃなかったら、ここへ別の、本来のそういう、我々が質問したことを書くべきじゃないんでしょうかってお聞きしたんです。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）各学校教育課の資料の作成としまして、決算額に対しての内容という形で、この度は整理させていただいております。それで、今後、来年度に向けて、そこらの書き方については検討して参りたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい、次に進みます。105、106 ページを議題といたします。質疑あれば発言を許します。大江委員。

○委員（大江）106 ページの上段の方の小学校給食備品購入事業の中で、小学校給食事業の中のところで、こちらの説明の分は346 ページのところで、学校給食調理業務委託の概要で、ここの実施額の総額と、それから345 ページの総額のずれに36万3,000円ありますが、等の中の何なのか、それと、一問一答でしたね。この等は何なのか、すいませんお願いします。

○委員長（佐中）大江委員、もっと分かりやすくお願いします。

○委員（大江）給食業務委託の概要の実施額と調理事業の予算が少し違うんですけども、その理由は何でしょうか。

○委員長（佐中）執行部、分からなければね、質疑の中身を聞いてみてください。私、許可しますので。はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）大江委員さんのご質問につきましては、6,831 万 6,000 円が学校給食事業の 6,791 万二千飛んで 6 円と違うということでございましょうか。これでありましたら、備品購入含めた額が。

○委員長（佐中）はい、ちょっと待って、教育次長。

○教育次長（石川）もう一回確認させてください。

○委員長（佐中）はい、大江委員。

○委員（大江）決算額の総額のところではなくって、実施額のところの給食 345 ページの給食調理業務委託等っていうのが、5,560 万 6,000 円。その次のページのところの実施額が 5,526 万 3,000 円となってます。これが違うので、これはどうしてでしょうかということですよ。

○委員長（佐中）暫時休憩します。再開は 3 時 5 分。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 4 8 分 休憩

午後 3 時 0 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）委員会を再開をいたします。先ほどの答弁をお願いを申し上げます。はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）申し訳ございませんでした。先ほど、等の内容でございますが、汚泥の処理に掛かる費用、ガス、冷暖房保守点検に掛かる費用、検便に掛かる費用がここに入っております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。はい、大江委員。

○委員（大江）346 ページの学校給食調理業務委託の概要なんですけど、ちょっと分からないんですけど、これ各小学校の実施額と、それから食数の日、それから給食日数、全部割ったんですけど、割ると、海田小学校が 1 日に 291 円、海田東小学校が 149 円 60 銭、海田西小学校が 312 円 60 銭、海田南小学校が 135 円 90 銭というような計算方法になって、各小学校の 1 日の食費の値段がかなり違うんですけども、ちょっとこの説明をお聞きしたいんですけど。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）費用につきましては小学校ごとですね、業者の委託をそれぞれで契約しております。その都合もありまして、費用が若干変わってきてるものでございます。

○委員長（佐中）はい、大江委員。

○委員（大江）そうしますと、各小学校で給食費の徴収金額は違うということでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）徴収金額は、材料費に係るもので、材料費については、同じ金額を徴収しているものでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、107 ページから 108 ページを議題といたします。質疑あれば発言をします。住吉委員。

○委員（住吉）まず公民館費、監査委員の決算審査意見書 28 ページを見ますと、予備費の流用で、公民館、海田公民館 4 階大会議室エアコンが故障により修繕不能となり、緊急に購入する必要があるため、修繕不能な故障とは一体どういったことなんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、海田公民館館長。

○海田公民館長（辻）はい。海田公民館につきましては、建築が古くございまして、部品が整わないということで、購入以外にはないということで工事をさせていただいております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）これ、ある日突然壊れたんでしょうか、それとも前から調子が悪かったんですかね。

○委員長（佐中）はい、海田公民館館長。

○海田公民館長（辻）はい。急にでございます。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）続きまして、公民館主催講座でございますね。説明資料の 372 ページ、こちらが 26 年度に比べて 329 人、19.1 パーセント減となっておりますが、この理由は何でしょうか。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長(宮垣) 今ですね、即答できるような状況ではございません。申し訳ございません。具体的な、どういうふうな講座が減ったとか、逆に、お客様の入りが、このような形で少なくなったというのが、即答できるような状態でなく申し訳ございませんが、手元に資料がございません。

○委員長(佐中) ほかに質疑ありませんか。はい、住吉委員。

○委員(住吉) ええとね、主催講座で、まず高齢者学級、これ延べ人数が 26 年度は 396 人だったものが、27 年度 223 人と 173 人も減ってるんですよね。1 個ずつ聞いたら分かるかな。まず、何で高齢者学級は、このように 170 人も減ったのか。どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○委員長(佐中) はい、海田東公民館長。

○海田東公民館長(大濱) 海田東公民館の高齢者学級につきましては、高齢による講座生が、もう来られなくなったとかということであります。要するに、もうお年寄りが、足が悪くなるとか、交通の便がないとかいうことでお越しになられないということでございます。

○委員長(佐中) ほかに質疑ありませんか。はい、住吉委員。

○委員(住吉) 海田公民館、東公民館と分けて聞きますけども、足が悪くなって来られなくなった、170 人減りました。2 館合わせれば、それくらいになるかもしれません。逆に言うたら新規募集はしてないということによろしいんですね。

○委員長(佐中) はい、海田東公民館長。

○海田東公民館長(大濱) 新規募集はしておりますが、毎月の広報でも呼び掛けておりますが、参加いただける方が今おられませんので、今在籍されておる延寿大学の講座生の方に 1 人、1 人か 2 人でも連れて来ていただけるように、お願いはしておるところでございます。

○委員長(佐中) はい、住吉委員。

○委員(住吉) 実際、高齢者の人数増えてますよね。団塊の世代が現役をリタイヤして。ということは、対象者数は増えてるはずなんですよ。ところが、呼び掛けでも増えない。逆に、辞める方の方が、1 年間で 172 も辞めちゃった。1 年前に比べて。ということは、そもそも教育委員会としては、この事業の中身に問題があると考えているのか、それかも広報の仕方に問題があると考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長(佐中) はい、海田東公民館長。

○海田東公民館長（大濱）高齢者の数は確かに増えておるかもしれませんが、自分が高齢者であるという認識がある方がおられませんので、うちの講座に、まだ入らないとかいうことが多々ありますので、増えておりません。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）確かにおっしゃるとおり、これは教育委員会の問題じゃが、福祉保健部の方でも、やっぱり同じような問題があるんです。団塊の世代がグループに入りたがらないという問題ですが、放置しとく訳にもいかんのですね、この問題は。高齢者の孤立、福祉保健の部分じゃなくて、こういった生涯学習の部門においても、やはり高齢者の方、引っ張り出していかんにゃならん。国の方も、元気な高齢者は、地域に貢献してもらわにゃいけんとか、そういう考え方に変わってきている中で、今の東公民館の館長の答弁、確かに、そのとおりだと思いますけど、今後、教育委員会として、ここをどうしようと考えてるのか、このまま減るに任せていこうと考えていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、海田東公民館長。

○海田東公民館長（大濱）地区的に、高齢者学級に入られてない地区もございますので、その地区の開発、開拓に力を入れて参りたいと思っております。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）続きまして、このジュニアサマースクールですよ。こちらも減つとるんですよ、26年度370人だったものが271人、これは、どこに原因があると考えていらっしゃいますか。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）魅力ある講座の方が開けなかったというふうな形であると思います。また子どもたちがマンネリにならないような、毎年同じような形でならないような形で取り組んでいけば、今後伸びるというふうな形で思っております。企画力の差がここに出てきたのかなと思っております。

○委員長（佐中）ほかに。はい、海田公民館長。

○海田公民館長（辻）ただいまのジュニアサマースクールの実施状況でございますけれども、平成26年度まで、子どもを対象とした料理教室をジュニアサマーでやっていました。海田公民館では、27年度には、新たに自主講座として新設いたしまして、子どもの季節の料理教室ということで、その分が減になったとお考えになってください。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

- 委員（住吉）確認ですが、自主講座の方にそのまま流れて、これだけ減ったというふう  
に解釈してよろしいですね、海田公民館に限っては。
- 委員長（佐中）はい、海田公民館長。
- 海田公民館長（辻）ジュニアサマースクールについてはですね、そのようにお考えいた  
だいて結構でございます。
- 委員長（佐中）住吉委員。
- 委員（住吉）先ほど生涯学習課長の答弁でしたら、魅力ある講座がないんじゃないかと  
いった答弁と食い違って参りますが、どちらが正しいんでしょうか。
- 委員長（佐中）はい、生涯学習課長。
- 生涯学習課長（宮垣）先ほどのジュニアサマースクールに限らずですね、公民館講座の中  
でですね、人が呼び込めるような、そういうふうな講座全般を指して、私の方が答弁し  
ましたので、大変申し訳ございませんけど、勘違いがございましたら訂正いたします。
- 委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、西山委員。
- 委員（西山）教育費の社会教育総務費の中のクラシックコンサート事業でございますが、  
歳入で入場券の収入は 14 万 2,000 円でございます。今回、平成 26 年度は、参加が 151  
名で、平成 27 年度は 191 名の方が鑑賞して下さっております。これは費用対効果を  
求めるものではない事業は十分承知しておりますが、この 14 万 2,800 円と来場者の 191  
名の差異は、どういったところで出ているんでしょうか。
- 委員長（佐中）はい、生涯学習課長。分からなければ質疑の中身を問うて。じゃ、西山  
委員。
- 委員（西山）このクラシックコンサート事業は費用対効果を求めることじゃない事業だ  
と私は認識しております。大変長年されておまして、楽しみに来られてる方がたくさ  
んいらっしゃるし、本当にいい事業だと認識しております。その中で、入場券の収  
入が 14 万 2,800 円でございます。来場者が 191 名ということは、ちょっと合わないと  
思いますが、その差異はどういった原因でしょうか。
- 委員長（佐中）はい、生涯学習課長。
- 生涯学習課長（宮垣）すいません。チケットが購入していただいた方が 141 名ございま  
した。50 名が無料でございます。50 名無料というのがですね、高校生以下を無料にし  
ておりますので、その辺りで高校生以下の方とか招待の方が、含めて 50 名というこ  
とで、トータルで 191 でございます。



○委員長（佐中）はい、西山委員。

○委員（西山）50名理解できましたけど、その内訳で小中高生は無料の人数が何名で、招待者で来てくださった方が、内訳は分かりますでしょうか。

○委員長（佐中）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）高校生以下が15名でございました。招待客が20名、スタッフが15というふうな形で計算しております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。宗像委員。

○委員（宗像）先ほどの絡みなのですが、中学校タブレット活用事業、コマ数については書かれてないと思いますが、多分小学校と違って中学校は台数もたくさん入れられと思うんですが、授業での活用度はどのようになっているんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）現時点で中学校には、両方の中学校合わせて32台配置しております。授業での活用ですが、小学校と同様、特別支援学級では、全ての学級において積極的に活用されております。また、主なものとしては、理科の授業、保健体育の授業、英語の授業等で活用されております。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）最初聞きました、小学校と同じように、コマについては聞かれたんですが、調査されているでしょうか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、申し訳ございません。コマ数に関しては小学校と同様、把握はできておりません。

○委員長（佐中）はい、ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）同じタブレットを活用した指導力向上事業でございますが、特別支援学級に小・中学校、随分活用されておりますが、児童生徒にとって、その授業の充実、向上、どうでしょうか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）特別支援学級の児童生徒において、主に有効的だったという声が現場から上がってきたものとしては、まず自分の姿を客観視することができ、授業に使う、でございました。自分の挨拶をする姿、文字を書く姿等を動画に写し、

それを客観視することによって、より良いコミュニケーションの仕方とか、より良い学習姿勢を勉強するということがございました。また、もう1点としましては、タブレットを用いることによって、視覚支援、視覚支援的な効果が多かったということを聞いております。

○委員長（佐中）はい、兼山委員。

○委員（兼山）中学校の競技力の向上対策事業で、27年度から始められ1年間通して、26年度と比べることは難しいんですが、これ、この事業をやることによって、部活の部員数というんですかね、そういうのは、単純に増えたんかどうか、これどうでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（中川）申し訳ございません。部員数の増加については把握しておりません。

○委員長（佐中）はい。兼山委員。

○委員（兼山）よく、休日でも練習してる姿、よく見るんですが、活動の方は増えたということでもよろしいでしょうかね。これを、事業取り組んだことによってですね、これはどうですか。

○委員長（佐中）はい、教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）活動等日数ということでしょうか、活動日数についても、現時点では把握はできておりません、申し訳ございません。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。住吉委員。

○委員（住吉）細かいことを確認させてもらいます。先ほど西山委員の質疑に対して、コンサートですよ、招待客50名の内訳にスタッフ10名という言葉が聞こえて参りましたが、15言うた、スタッフ15名、スタッフは来場者に入れるんですか。

○委員長（佐中）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）言葉足らずで大変申し訳ございません。外郭団体で、ボランティアスタッフとして来ていただいている方がいらっしゃいます。で、一応お客様というふうな形なんです、お手伝いも若干していただいております。その方のことをスタッフと、私の方がちょっと言葉足らずで説明させていただいたもので、申し訳ございませんでした。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、岡田委員。

○委員（岡田）兼山委員と重なるんですけれども、この競技力向上、これ見たら、クラブ

活動に指導員を派遣ということだと思うんですけれども、学校の授業じゃなくてクラブ活動にね。そうしたら、やっぱり大会とかそういうふうなところを目指すんだと思うんですけれども、その辺のところの成果というんですかね、どこか大会に出て、地区大会とか県大会とか、その辺のところはどういうふうなことになってるんでしょうか。

○委員長（佐中）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）成果ということでございましたが、まず、海田中学校におきましては、県中学校陸上競技選手権大会で 110 メートルハードルが 1 位入賞、100 メートルで決勝進出等がございました。あと、海田西中学校は、足立杯で、久々の 3 位入賞という成果もございました。以上でございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。続いて、109 ページから 110 ページ、これを議題いたします。質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）人権教育費の人権教育事業、説明書の 382 ページでございます。こちら見ますと、まず、確認しよう。これ、382 ページの 2 番の単位当たりの額のところで、単位は 32 名となっております。ところが下の 3 番のところに行くと、参加者数 43 人となっておりますが、この 11 名の差はどこから来てるんでしょうか。

○委員長（佐中）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）申し訳ありません。ちょっと確認してください。

○委員長（佐中）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、申し訳ございませんでした。記載ミスでございます。で、正しい数字は、今、住吉委員おっしゃった欄内の方の 32 と記載されているものが、43 でございます。で、はい、表内の単位当たりの、単位のところの人数が、43 人でございます。はい、それに伴いまして、その上の行の一般財源及び総事業費のところは、それぞれ 8,781 円の記載となっておりますけれども、これが両方とも 6,534 円になるものでございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）ちょっと待って、これ。まず、正しい参加人数は 43 人でよろしいんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、そうでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。住吉委員。

○委員（住吉）ということは、去年と参加人数は全く一緒ということでよろしいんでしょうか。26年度と。

○委員長（佐中）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）はい、そうでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。住吉委員。

○委員（住吉）じゃ、間違えた32人って、一体どこから出てきたんですか。

○委員長（佐中）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）申し訳ございません。今のご指摘を受けまして、初めて気付いた次第で、それに伴って修正させていただいたものでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。続いて、111ページから112ページを議題といたします。質疑あれば発言を許します。はい、富永委員。

○委員（富永）旧千葉家管理運営事業のところなんですけれども、説明書の392ページ辺りなんですけど、これ書き方のことを、ちょっとお尋ねしたいなんですけど、26年度は、これ管理事業、運営事業、修繕事業、別々に書いてあったんですけれども、27年度全部一緒になってるのは、これどういった理由で一緒になってるんですか。

○委員長（佐中）財政課長。

○財政課長（吉本）事業別予算のあり方に関するところでございますが、予算編成上は管理事業、修繕事業を分けておりますが、主要施策上は、トータルコストを分かりやすくするために、まとめて記載をさせていただいております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、西山委員。ちょっと待つて、なんか、補足、企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほどの事業の名称ですけれども、27年度予算の段階で、事業の名称見直しをしまして、それまで管理事業と運営事業は別々に計上していたものを、一つの事業とまとめさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐中）すいません。西山委員。

○委員（西山）10の教育費、保健教育費、保健体育総務費の中の生涯スポーツ振興事業で

ございますが、説明書では 395 ページです。主な振興事業の中でなさってる事業は、グラウンドゴルフが主な事業になっております。そこで購入した用具でグラウンドゴルフ用品などで 9 万 8,000 円を計上なさっておりますが、今、海田町の生涯学習の備品としてのグラウンドゴルフ用品は、もう随分昔の、木の、もう、打ってもボールが飛ばない、ごめんなさい、スティックが、昔の何十年前かの用具でして、9 万 8,000 円というのは、グラウンドゴルフのスティック、プラスをどれだけ購入なさったんでしょうか。

○委員長（佐中）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）すいません、全て申し上げることはできないんですが、一つ主なものとして、グラウンドゴルフのボール、これは、単価が 3 千飛んで 78 円のものでございます。これを 15 セットを購入いたしました。これは合計 4 万 6,170 円でございます。

○委員長（佐中）西山委員。

○委員（西山）そうしますと、もう古くなったスティックとボールですね、それを今後こういった一番、振興事業で活用されてる用具を交替すべきことではないかなと思いますけど、その辺はどのようにお考えになってますでしょう。

○委員長（佐中）はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）はい、委員ご指摘のとおりですね、貸し出しも 1 番ダントツで、ニュースポーツの中で道具はグラウンドゴルフがやっぱり一番多いです。傷み減りも激しい状態です。この中でもやはり、少しずつは替えてはいるんですが、今後段階的にですね、そういったような傷みの激しいもの、替えていこうと考えております。メタルに替えるかどうかっていうのはですね、単価も非常に高うございますので、その点は確約はできませんけども、できるだけ傷んでいるものは、早急に替えていきたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）以上で歳出を終わります。その他、教育委員会関係で、質疑漏れがあれば発言を許します。はい、富永委員。

○委員（富永）すいません、102 ページの事務局費の英語指導補助業務事業のことなんですけれども、それぞれの学校に、どのように教師を配置してらっしゃるんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（松尾）こちらにつきましては、外国人の補助指導員を、小学校においては1、2年生に、それぞれ年間7時間、中学校においては、全学年にほぼ毎週、学校の方には配置をしております。

○委員長（佐中）ほかに、富永委員。

○委員（富永）あとネイティブスピーカーによる英語教育って書いてあるんですけども、そのネイティブスピーカーの定義というか、どういった審査で選んでらっしゃるんでしょうか。

○委員長（佐中）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（松尾）こちらは業者に委託をしておりますので、業者の方が選んだ外国人を派遣していただいております。

○委員長（佐中）ほかに質疑あれば発言を許します。はい。何か知らんけども。発言を許します。前田委員。

○委員（前田）特別、質疑というのは今、皆さんで終わっとるがええが、ね。海田町を担うカルチャーであれ、何であれ、生涯、海田町には子どもも育てにゃならん、教育委員会としてね、今も、間違うた、訳の分からん、30人が43じゃったとかの。このことについて、やっぱり最後に、教育長はどう考えるか。やっぱりこれを一言聞きたい、ね。あっちでもこっちでも間違うてね、そのまま、さよなら、教育長として、悪いけど失格じゃ、こういうことじゃあ。それについてどう思うか、それを聞いて終わりたい。

○委員長（佐中）教育長。

○教育長（田坂）数値の問題でございます。とりわけ、決算という大変重要な数値を、安易に数を間違えているということに関しては、深くおわびを申し上げます。本来であれば、私が一つずつチェックをして、きちっとした数字を皆さんにお示しをする、それも結果でございますので、正しい結果をお示しすべきであったところでございます。今後、こうした資料、私どもの方で作ります際には、改めて、きちんと精査をして、間違いのない数字を自信持ってお示しをさせていただきたいと思っております。このような私どもの数値の間違いで多大な時間を使っただきまして、また、ご心配もお掛けしました。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（佐中）ほかに。はい、質疑あれば許します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）先ほどの、英語指導補助業務事業の副委員長の質問、質疑に対する答弁で、業者に任せてますから分かりません。これは、ちょっと教育としては無責任過ぎるよう

な答弁と思いますが、実際にどういった人間が行っているか、一切把握していないんじゃないでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（松尾）もちろん、こちらとしても把握しております。現在、本町の方に派遣をされているネイティブスピーカーにおきましては、カリフォルニア州ロサンゼルス出身の男性でございます。授業の方も、中学校や小学校の方に出向いて、こちらで見て、場合によっては、業者の方を通して指導をさせていただいているところでございます。

○委員長（佐中）はい、住吉委員。

○委員（住吉）また怒らんじゃあいけん、じゃ何で、さっき富永委員の質問のとき、そう答えなかったん。おかしいやろ。何で委員が変わったら、同じ質疑をしとるのに答弁が変わるんですか。笑い事じゃないじゃろ。何で変わった、失礼じゃろ、いくらなんでも。

○委員長（佐中）はい、学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（松尾）富永委員の質問については、どのように選ばれているかというふうに問われたと解釈いたしましたので、選ぶことについては、教育委員会の方に、その権限はないということで、先ほどのような答弁をさせていただいたところでございます。

○委員長（佐中）ほかに質疑ありませんか。はい、桑原委員。

○委員（桑原）最後に、最後かどうか分かりませんが、小学校の防犯カメラ設置事業ですけど、海田小学校に4台、各校に何台か設置されておりますけども、これまでの成果ですよね、どういったことがカメラに映っているのか、例えば不審なおじさんおらんかったんか、そこら辺りの状況がどうだったのか、ご説明いただきたいと思います。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）昨年度、防犯カメラで不審な男性が、今回、出るというのが1件分かりまして、それを警察に提供しております。

○委員長（佐中）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございますので、質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。以上で、教育委員会関係の審査を終わります。終わりますが、先ほど審議内容で、いろいろ行き違いがあったり、間違いがあったりいたしました、教育委員会に猛省を

促して、教育委員会関係の審査を終わります。ご苦労さまでした。この際、暫時休憩をいたします。再開は、退席したあと。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 3 9 分 休憩

午後 3 時 4 2 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）委員会を再開をいたします。まず、認定第 1 号、平成 27 年度決算の認定について。討論を行います。討論はありますか。はい、岡田委員。反対討論ですね。はい。岡田委員。

○委員（岡田）簡単に反対の討論をしておきたいと思います。まず 2015 年度の決算認定は、アベノミクスの安倍首相の経済対策であるアベノミクス、特にリニア中央新幹線の巨大な公共事業を借金頼みで推進をして、残業法案ゼロの成立や要介護 1、2 を介護保険から締め出すなど、暮らしも財政も悪化をさせております。また、9 月 12 日に防衛省で自衛隊幹部に対して訓示で、集団的自衛権行使の容認の戦争法、安保法制の整備や日米ガイドラインなどの策定を挙げ、今こそ実行のときだと述べて、戦争ができる国へ突き進もうとしております。今の政治が一層悪政を行うとき、その防波堤となるのが、この地方自治体であり、その役割は重要です。西田町長は平和を守り、町民の命を守ることが、地方自治体の本旨に沿って、住民の福祉増進を進められるよう要望します。そして、2015 年の決算、一般会計と特別会計を合わせて、歳入歳出それぞれ、176 億 7,500 万円、支出が 170 億 8,200、170 億 8,232 万 1,000 円で、5 億 9,300 万円の黒字でありますけれども、しかし、2015 年度のこの決算の中に、このマイナンバーなどのこういうふうな予算が入って、決算のときに使われておりますので、今のマイナンバーでも、マイナンバーカードの交付率が 2 パーセント、3 パーセントというふうな状況の中で、そして、これに係る予算、それは 5,000 万、6,000 万というふうな予算が使われております。また、今の健康保険あるいは介護保険その他それぞれ、いろいろなところでマイナンバーの関係で、それぞれ予算が使われております。よって、私はこの予算を認めることはできません。決算を認めることはできません。

○委員長（佐中）続いて賛成討論があれば許します。はい、宗像委員。

○委員（宗像）今回出された決算につきましては、適正に予算が執行されてるものであり、ただ、その中身について、いろいろと記載方法、決算書の説明書にいろいろと問題はご



ございましたけれども、そういうものを今後執行部がきちんと手直しをする、来年度に向けてきちんと行うということを約束されておりますし、使い方そのものについて違法行為があった訳ではないので、当然として、これは決算として認めるべきだということで、私は賛成します。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○委員長（佐中）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）討論なしと認めます。以上で討論を終結をいたします。これより、認定第1号、平成27年度決算の認定について採決をいたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐中）起立多数と認めます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決します。続きまして、認定第2号、平成27年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）討論なしと認めます。討論を終結をいたします。これより、認定第2号、平成27年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について採決をいたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認め、よって、認定第2号は、原案のとおり認定すべきものと決します。この際、お諮りをいたします。本委員会の審査結果の報告書については、委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。はい、西山委員。

○委員（西山）一言、今回の決算審査に当たりまして、あまりに執行部の方が適切な資料を持ち合わせていないとか、数値がすぐ説明できないとか、教育委員会にとりましては、本当ちょっと大変だったと思います。附帯決議として、委員長に文章はお任せしますが、できましたら附帯決議で、もっと、ちゃんとしていただきたいということを記述していただきたいと思います。諮っていただければと思います。

○委員長（佐中）先ほど皆さんにお諮りを申し上げたのは、委員長にご一任いただきますかということで、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）異議なしと認めます。続いて、西山委員から今発言がありました附帯決議ということで、猛省を促して、誤りや、またいろんな記載ミスですね、これを再び起こさないような、そういう趣旨の文言を委員長にお任せいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）異議なしと認めます。それでは、このように決めます。以上で平成 27 年度決算審査特別委員会を閉会をいたします。2 日間にわたり慎重審議、ご苦労さまでございました。以上で終わります。ありがとうございました。

午後 3 時 4 9 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

決算審査特別委員会 委員長

決算審査特別委員長 副委員長